

イギリスの宗教法文献紹介 (1)

石村 耕治 (白鷗大学)

序説～文献紹介にあたって

イギリスという連合国家は、中世以降、さまざまに変容をとげてきた。今日、イギリス (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国=The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland、1922年にこの名称を採択。略称UK=連合王国) は、ブリテン【①イングランド (England)、②ウェールズ (Wales)、③スコットランド (Scotland)】、および④北アイルランド (Northern Ireland) の4つの非独立国からなる。

歴史的にみると、②ウェールズは、1536年にウェールズ合合法 (Act of Union with Wales 1536 and 1543) にしたがって、自らの議会を廃止し、イギリスに加わった。また、③スコットランドは、1707年にスコットランド合合法 (Act of the Union with Scotland 1707) にしたがって、自らの議会を廃止し、イギリスに加わった。【ちなみに、1997年5月の国政選挙においてトニー・ブレア (Tony Blair) 前首相が率いた当時の労働政権がとった地方分権化 (スコットランドやウェールズへの権限委譲・分権化 [devolution]) 政策により、1999年にスコットランドにスコットランド議会 (Scottish Parliament)、1998年にウェールズのウェールズ議会 (Wales Assembly: 正式名称・National Assembly for Wales, Cynulliad Cenedlaethol Cymru) が開設された。こうしたことから、イングランドも、現行の連合国家 (UK) のイギリス議会 (ウエストミンスター議会) とは別途に、独自のイングランド議会を持つべきであるとの主張もある。】

さらに、④アイルランドは、1800年合合法 (Act of Union with Ireland

1800) によりイギリスに加わった。その後、アイルランド自治法 (Government of Ireland Act 1914) による自治領となった。しかし、民族派が納得せず、1919年に独立戦争が勃発した。その後、休戦協定に入るが、北アイルランド【アイルランド島北東に位置するアルスター地方9州の内の6州からなるためアルスター6州とも呼ばれる。アイルランド島の6分の1を占める。】はイギリスに残留を望み、1920年アイルランド統治法 (Government of Ireland Act 1920) によってアイルランドは南北に分割された。こうして、北アイルランドは、1922年以降も、北アイルランド議会の選択により、イギリスに残留し、今日にいたっている。【一方、南アイルランドは、1938年にイギリス議会が独立を承認したことから、連合王国内の共和国となった。しかし、その後1949年に連合王国から脱退、アイルランド共和国 (Republic of Ireland) として現在にいたっている。1973年に当時のEC (現在のEU) に加盟した。】

このように、今日の連合国家 (UK) のかたちにいるまで、イングランド、ウェールズ、スコットランドおよびアイルランドの4つの国家の間では、その覇権をめぐり、合体、分離をくり返してきた。その背景には、“キリスト教派 (Christianity)” 間での覇権をめぐる争い、あるいは特定のキリスト教派を法認ないし逆に排斥することで政治支配の道具として使いこなそうとした勢力間での争いがあったことは誰しも否定できない。

ちなみに、法体系的にいうと、「イギリス法 (English Law)」とは、本来的には、イングランド、ウェールズおよび北アイルランドで実施されている法律をさす。このイギリス法と対をなすのが「スコットランド法 (Scots Law)」である。スコットランドでは、1707年のスコットランド合税法のもとでイングランドと一体化する以前から、ヨーロッパ大陸法色の濃い法律が実施されていた。こうしたこともあり、スコットランド法は、今日でも、とりわけ家族法など私法の領域では、イギリス法とはかなりの違いをみせている。

◆イングランド国教会の誕生

連合国家における覇者としてのイングランドは、久しくローマ・カトリック教会 (Roman Cathartic Church)、ローマ教皇庁 (Curie romaine、

Roman (papal) Court) という超国家的な枠組みのもとにある1国家であった。その後、国王ヘンリー8世 (Henry VIII: 在位1509年~1547年) が、ローマ・カトリック教会の枠組みから離脱し、「アングリカン教会 (Anglican Church)」を立ち上げ「イングランド (国) 教会・(Church of England)」【原文に忠実に「イングランド教会」と邦訳すべきであるとの指摘もある (塚田理『イングランドの宗教 [新装第1版]』(教文館、2006年) 7頁参照)。】を築き上げた。

このように、イングランドでは、アングリカン教会を国家の下に置くことにより「国教会 (established Church)」とし、国王 (女王) は、大主教など高位聖職者の任免、信仰の教理などについてまで幅広く直接、あるいは議会の決議や議会 [制定] 法などを通じて介入できる仕組み、つまり「国教会体制 (establishment)」ができていった。

◆アングリカン教会の教えの特質

アングリカン教会は、プロテスタントのキリスト教派の一つに分類される。一般に、プロテスタントの考え方について、わが国では、キリスト教の原点に戻るという意味で、「福音主義」とも呼ばれる。プロテスタントの考え方の源流は、ドイツの教会改革者マルティン・ルター (Martin Luther、1483~1546年) 修道士にあるとされる。その特徴を大きく3つに分けて、アングリカン教会の教えと比べながら、やさしく図説すれば、次のとおりである。

【図表 序 - 1】 プロテスタントの3大原理とアングリカン教会の教えの特質

- ① 「信仰義認説 (いわゆる「信仰のみ」): 人は自らの修行や善行によっては救われるものではなく、信仰することによってのみ救われるという考え方である。魂の救済 (cure of souls・*cura animarum*) がキリスト教信仰の義であり、罪のゆるしを約束する贖宥状 (いわゆる「免罪符」) のようなものは信仰の義に反することになる。また、聖職者 (宗教教師) は、神学や司牧 (牧師が信徒を導くこと) や説教の教育および訓練を受けた専門家であるということにもなる。したがって、聖職者が結婚し、一般の世俗的な生活のなかで神に仕えることはゆるされる。また、女性も聖職叙任がゆるされることになる。

《イングランド国教会の教え》基本的に信仰義認説にしたがっている。
② 「聖書主義（いわゆる「聖書のみ」）」：信仰の基礎となるのは聖書のみであるという考え方である。したがって、洗礼・聖餐（ミサ）・聖職按手式・堅信礼・結婚・告解・抹油の7つの sacrament（秘跡・聖奠・聖典礼）のうち、聖書に裏打ちされた「洗礼」と「聖餐式」のみを正式な sacrament と認める。「結婚」のような典礼は sacrament ではないとする。したがって、結婚の取消（離婚）や聖職者が結婚もゆるされる。
《イングランド国教会の教え》基本的に聖書主義にしたがっている。
③ 「万人祭司説」：キリスト教徒はすべて平等であり、聖職者と平信徒の間には分け隔てがないとする考え方である。したがって、ローマ・カトリック教皇の首位権は認めない。
《イングランド国教会の教え》ローマ教皇の首位権は認めない。しかし、ローマ・カトリック教会からたもとを分かったという歴史的な経緯もあり、組織的には、カトリックの監督制・聖職位階制（大主教・主教・司祭・執事）や使徒承継の理論を受け継いでいる。

以上のように、アングリカン教会は、一方では、プロテスタントの①信仰義認説や②聖書主義を採り入れ、他方ではプロテスタントの③万人祭司説にしたがわずカトリックの要素である監督制・聖職位階制も採り入れることで、キリスト教神学上は、保守的なローマ・カトリシズムと急進的なカルヴァン主義との“中道（Via Media、middle road）”をめざすものである。

◆アングリカン教会のグローバル化

イングランドは、国王（女王）の権威の下、アングリカン教会を立ち上げ、国家信仰のいしづえとなる「国教会（established Church）」という“別格”の地位を与えることにより、ローマ教皇庁からの完全な独立をはたすことができた。また、一般会衆、平信徒（common prayer）が礼拝で読みこなせる自国語（英語）の『共同祈祷書（The Book of Common Prayer）』をつくるなど教会改革（Reformation）をすすめることができた。

イングランド国教会は、国王（女王）を「至高の統治者（the Supreme Governor）」（かつては「至高の首長（the Supreme Head）」）に仰ぎ、一時ローマ教皇庁への復帰などの揺り戻しはあったものの、現代まで継続し、国王

(女王)を核とした立憲君主制の政体との強い結びつき (thick interdependence) を持ち続けている。このため、イングランドは、いまだ国家 (state) と国教会 (established Church) との相互依存関係が強い、西欧ではきわめて個性的な国家として今日にいたっている。

さらに、17世紀後半以降、イングランドの海外植民地拡大政策に乗って着々と海外伝道をすすめ、超国家的なローマ・カトリック教会 (Roma Catholic Church) の枠組みと対をなす、アングリカン・チャーチのグローバルな信仰ネットワークである「アングリカン・コミュニオン (Anglican Communion・全聖公会)」の形成にもこぎつけた。【ちなみに、わが国では、「イングランド国教会」は、「英国国教会」、「アングリカン・チャーチ」、「聖公会」[聖なる (Holy) 公同の (Catholic) 教会 (Church)] と呼ばれる。また、「聖公会」という和訳は、アングリカン・チャーチの世界的な信仰ネットワーク (44メンバー) である“アングリカン・コミュニオン (全聖公会)”のなかで、イングランド国外にある姉妹関係にある同教派の教会をあらわす場合にも使われる。ウェールズ教会 (Church of Wales)、アイルランド教会 (Church of Ireland)、スコットランド監督教会 (Scottish Episcopal Church)、アメリカ合衆国監督教会 (Episcopal Church in the United States of America)、オーストラリア・アングリカン教会 (Anglican Church of Australia)、カナダ・アングリカン教会 (Anglican Church of Canada)、中央アフリカ大主教管区教会 (Church of Province of Central Africa)、日本聖公会 (Holy Catholic Church in Japan) などがメンバーである。】

◆議会 (制定) 法を駆使して築き上げられた国教会制度

イギリスは、成文憲法を持たない国であるといわれる。しかし、それは、人権規定のみならず、「立憲君主制」や「二院制」、「権力分立制」など統治機構にかかる規定を含めた「憲法典 (Constitution)」というかたちにまとめられたものがないということにすぎない。

中世以降、「マグナ・カルタ (Magna Carta: 1215年)」、「権利の請願

(Petition of Right : 1628年)」、「権利の章典 (Bill of Rights: 1689年)」などが発布されてきたし、さらにはオリバー・クロムウェル (Oliver Cromwell) の共和制の時代には42箇条からなる「統治章典 (Instrument of Government 1653)」も発布された。したがって、イギリスにおける実質的な意味での憲法典は、コモンローや議会〔制定〕法などに加え、これらの章典からなると見てよい。

これらの章典には、多かれ少なかれ、イングランド国教会〔教徒〕と、カトリック教会〔教徒〕や非国教会派プロテスタント (non-conformist) など他のキリスト教派との関係にふれた条項が含まれており、イギリス宗教法分析・研究の重要な部分をなしている。

今日にいたっても、イギリスには、「宗教の自由 (freedom of religion, religious liberty)」ないし「信仰の自由 (freedom of religious belief)」を保障する憲法の明文の規定は存在しない。また、逆に、こうした自由を制限する憲法の明文の規定もない。こうした自由を保障するために、あるいは制限するために存在するのは、コモンローや各種の議会〔制定〕法である。

このような法構造にあることから、イングランドの議会は、イングランド国教会が産声をあげる前後から現代にいたるまで、宗教関係のさまざまな議会〔制定〕法を定め、アングリカン教会を庇護する一方で、カトリック教会〔教徒〕や非国教会派プロテスタントなど他のキリスト教派などを懐柔するやり方で、国教会制度を維持し、かつ、それぞれの時代に適応させてきた。一時期カトリックへの揺り戻しがあったりはしたものの、連合国家で信仰されるさまざまなキリスト教派の1つであるアングリカン教会を宗教界に君臨する“別格”の国教会に育て上げ、かつ、今日まで永続させたという意味で、議会〔制定〕法の存在は重い。

イングランドの議会がアングリカン教会庇護のため定めた議会〔制定〕法の範囲は、古くは国教会であるアングリカン教会の教理を定めた『共同祈禱書 (The Book of Common Prayer)』使用の平信徒への義務化、イングランド国教会の聖職者会議 (Convocations) および1970年以降は総会議 (General Synod) が公布した『カノン (国教会法典=The Canons of the Church of

England)』に定められた秘跡・聖奠(せいいてん)(sacraments)【日本聖公会では「聖奠」と邦訳。イングランド国教会は「洗礼」と「聖餐(ミサ)」のみを聖奠とする】・典礼様式(rites)・儀式(ceremonies)の統一(礼拝統一法の制定)から、イングランド国教会の統治・裁治(立法・執行・司法: *potestas iurisdictionis seu regimis*)組織の確立その他教会の政策や方針などまで多岐にわたる。

◆国教会体制(establishment)とは何か

イングランドでは「国教会体制(establishment)」を敷いている。この「国教会体制(establishment)」という文言について、教会(church)と国家(state)との関係において、どのようなことを意味するのかについては、さまざまな見解がある。おおまかにまとめてみると、次のようである。

【図表 序 - 2】 国教会体制(establishment)の意味

① 世俗の議会(Parliament)が、イングランド国教会総会議(General Synod)が定める国教会法(measures)を統制できる。
② 国家が、国教会の大主教その他主要な聖職者を任命できる。
③ 世俗の立法過程へ国教会の教えに基づく宗教倫理を反映させるねらいから、大主教や主教26人が、世俗議会上院〔貴族院〕(House of Lords)に聖職貴族(Spiritual Lords)として議席を有している。【2007年2月に公表した『貴族院改革:改革(The House of Lords:Reform)』案において、イギリス議会は、国教会からの聖職議員の数を16人に削減し、議員の選任権を国教会側に委ねる提案をしている。】
④ 国王(女王)がイングランド国教会の至高の統治者(首長)であり、かつ、プロテスタント信仰の守護者(Defender of the Faith)である。ただし、キリスト教の神学上はイエス・キリストが首長とされる。

また、“establishment”という文言は、世俗裁判所の解釈では、一般的に、「ある教会に対して、国家が、特別の法的地位を付与し、承認し、保護を与えること」、あるいは「ある宗教ないし宗教団体に対して、国教ないし国教会としての地位を付与すること」、これによって、「新たな宗教ないし新たな教会を創設または建設すること」をさすとする。さらに、“full establishment(完

全な国教会体制”とは、「国教会を守護することを国家と国民に義務づけ、かつ、国教会に対して他の宗教と区別して格別の法的保護を与えること」を意味するという (AG (Victoria) *ex rel* Black v. Commonwealth (1981), 146CLR 559, at 595-7 [High Court of Australia] ; General Assembly of the Free Church of Scotland v. Load Overton (1904), AC 515 [HL])。

さらに、別の法廷では、「ある教会が国教とされたということは、国家の1省庁になったということではない。むしろ、国家が、その教会を真正なキリスト教信仰を広める宗教団体であると認め、当該団体およびそこが出す布告に対して一定の法的地位を付与し、かつ、一定の法的要件をみたます場合には一定の民事制裁をかけることを認めることをさす」(Marshall v. Graham, (1907) 2 K.B. 112 at 126) とする。

◆イングランド国教会法の法源

今日、イングランド国教会制を支える一連の国教会法源 (sources of ecclesiastical law of Church of England) として最も重要なのは、①議会法・制定法 (acts of Parliament, statutes)、②国教会法 (measures)、③カノン (国教会法典・Canons of the Church of England) や宗教条項 (The Articles of Religion) (いわゆる「三九箇条 (the 39 Articles)」) などである。これらに加え、議会〔制定〕法や国教会法の枠内で作成・公布される④規則 (rules) がある。これら規則は、「第二次立法 (Secondary Legislation)」とも呼ばれる。これは、議会〔制定〕法などを「第一次立法 (Primary Legislation)」と言うことに呼応する。第二次立法は、わが国でいう“行政立法・委任立法”にあたる。具体例としては、「2003年聖職者戒規〔国教会〕法 (Clergy Discipline Measure)」と、その下で公布された「2005年聖職者戒規規則 (Clergy Discipline Rules 2005)」がある。さらに、イングランドの⑤コモンロー (common law) や⑥国教会裁判所の判決 (judgments) や⑦世俗裁判所の判決も、イングランド国教会法の法源として重要である。ほかに、⑧慣習法、⑨神法 (divine law) や⑩自然法 (natural law) なども法源となる。

◆議会〔制定〕法 (acts, statutes) と国教会法 (measures) との接点

イギリス宗教法の分析・紹介においては、国教会体制 (establishment) を強める、あるいは逆にそれを弱めるためにつくられた各種の“議会〔制定〕法 (acts, statutes)”の存在の重さは見逃せない。これは、かつてカトリック教会 (教徒) や非国教会派プロテスタントをはじめとして他のキリスト教派 (教徒) などへの凄惨な抑圧をねらいに、あるいは逆に彼らに寛容な態度をとるために、議会〔制定〕法がたくみに使いこなされてきた史実からも自明のところである。

とりわけ、教会が重い存在であった治世には、王制、共和制の時代を問わず、“議会〔制定〕法”は教会に深くかかわり、もっぱら政治支配の道具として使われたに過ぎなかった。しかし、時代とともに、その役割を次第に変容させていく。近代において“議会〔制定〕法”は、イングランド国教会の“自律”を保障する役割をも担っていく。その劇的な役割を果たしたのが「イングランド国教会総会 (権限) 法 (Church of England Assembly (Powers) Act 1919)」(通称「1919年授権法 (Enabling Act 1919)」)の制定である。

この議会〔制定〕法の下、イングランド国教会は、1919年以降、みずからの裁治権を行使する機関である国教会総会議 (General Synod)【1970年以前は、教会総会 (Church Assembly) と呼ばれた。1969年国教会総会議政体〔国教会〕法 (Synodical Government Measure 1969) で現在の名称・General Synodに改められた。】において、“自律的な立法権”を行使できる態勢にある。

ちなみに、国教会総会議は、イングランド国教会の最高位の合議機関であり、3つの会 (houses) からなる。つまり、主教 (bishops) が構成員となる①「主教会 (House of Bishops)」、選任された聖職者 (clergy) からなる②「牧師会 (House of Clergy)」および平信者 (laity) からなる③「平信徒会 (House of Laity)」で構成される。

1919年授権法の制定以降、国教会体制を採るイングランドでは、国教会にかかる立法を、国教会総会議と世俗のイギリス議会 (ウエストミンスター議会) とで分かち合うかたちで行っている。国教会総会議がつくる法は「国教会法

(measures)」と呼ばれる。今日、イギリス宗教法の分析・紹介においては、“議会法 (acts of Parliament)” よりもむしろ、これら“国教会法 (measures)” の存在の方が重要である。なぜならば、イングランド国教会に関する事項については、第一次的に、国教会総会議が、授権法および国教会カノンなどに準拠して、国教会法 (measures) で規律する権限を有しているからである。

一方、イギリス議会（ウエストミンスター議会）に置かれている教会委員会 (Ecclesiastical Committees) には、授権法の下で、上下各院の15人の委員が任命される。下院〔庶民院〕(House of Commons) では、議長が、委員を選任する。一方、上院〔貴族院〕(House of Lords) では、大法官 (Lord Chancellor) が貴族議員の中から委員を選任する。委員は、会期ごとに任免される。

手続的にみると、イングランド国教会総会議で合意された国教会法 (measures) は、報告書 (reports) とともに、イギリス議会の教会委員会へ提出される。同委員会は、国教会法案に修正を加えることはできない。報告書は、両院で審議され、通過すれば、女王の裁可を求めることになる。女王が裁可した国教会法 (measures) は、国法と同じ効力を有する。

国教会法は、国教会にかかる既存の議会〔制定〕法を改正ないし廃止できる。しかし、国教会法によって、イギリス議会の教会委員会の構成、権能や職責、さらにはイギリス議会での国教会法の承認手続などに対し変更を加えることはできない。

ちなみに、国教会法は、一般法案一覧 (Public Bill List) の末尾に注記される。【一般法 (public act) ・一般法案 (public bill) とは、適用の範囲 (地域・人) に制限がない法律・法案をさす。逆に、個別法 (private act) ・個別法案 (private bill) とは、適用範囲が特定地域に限定される法律・法案 (local act/local bill) と、適用範囲が特定個人に限定される法律・法案 (personal act/personal bill) からなる。ちなみに、個別法については、ヘンリー8世が離婚する際に活用した例がよくあげられる。】

◆世俗裁判所と国教会裁判所とのすみ分け

次に司法についてふれたい。イングランドにおいて、アングロ・サクソン期には、聖職者も一般の民も分け隔てなく、共同体ごとに異なる不文の地域的な慣習や司法によって支配されていた。これがナショナルな統一をみるのには、ノルマン征服以降の初代イングランド王ウイリアム1世 (William I: 在位1066年～1087年) の戴冠まで待たなければならなかった。

イングランド王となったウイリアム征服王 (William the Conqueror) は、共同体ごとに異なる不文の地域的な慣習や司法を束ねる一方で、教会司法を世俗司法から分離させる政策をとった。

共同体ごとに異なる不文の慣習を束ねイングランド国内に共通 (common) な法 (ロー・law) 制度や司法制度ができ上がったのは、ヘンリー2世 (Henry II: 在位1154年～1189年) の治世にいたったのである。

イングランドでのナショナルなコモンロー (common law) の実施や司法制度の確立は、一方ではウイリアム征服王がすすめた教会司法を世俗司法から分離させる方針とぶつかり合うことになる。双方の司法所轄をめぐる線引きが次第に政治問題化していった。曲折を経て、その後、教会法典 (カノン) を典拠とする教会裁判所が管轄する固有の領域についての確定をみるのは、12～13世紀にいたったのである。

この問題は、最終的には、教会裁判所に対しては、聖職位階制のもとで階層化された聖職者と教会の聖務に関する事項 (official matters) と、教会冒瀆罪 (blasphemy) のような教会に対する犯罪にかかる専属的な刑事裁判管轄権、さらには「聖的事項 (spiritual matters)」にかかる民事裁判権を認めることで、解決がはかられた。この当時、「聖的事項」とは、誓約と関係の深い①契約 (contracts) などに加え、サクラメントと関係の深い②結婚 (marriage)、③嫡出性 (bastardy)、④遺言 (will) や動産遺言 (testaments) の検認 (probate)、⑤動産の相続などの、いわゆる“家事 (domestic relations)”領域をさした。

一方、世俗の治安、国王制 (king's peace) を乱し明らかに刑事 (criminal) にあたる事件 (Crown cases) をはじめとして、教会法や教会司

法が扱わない領域は、当時国王の法とされたコモンローおよびコモンローを扱える各種の国王裁判所 (king's courts, courts of king's bench) の管轄とすることとされた。

イングランド国教会が誕生する以前は、ローマ・カトリック教会の教皇 (Pope) が、カトリック的な裁治観 (立法・執行・司法を一体化した聖的非分権的統治) を持つ伝統の下、あらゆる聖的事件についての唯一の正当な最高裁判官であった。このため、教皇の裁判権は、下位の裁判所の審級制を踏んで、下位の裁判所からの上訴は最終的にローマ教皇庁に継続する仕組みになっていた。このように、1533年にいたるまで、教会司法は、国王から独立して存続していた。

これが、イングランド国教会誕生後は、国王が形式上聖俗すべての事件についての正当な最高裁判官となった。また、国教会の大主教が、“教会裁治権者 (ordinary)” として、イングランド国教会全般に対する監督権限を行使することになった。その一方で、自らの管区 (province) 内の聖職者のトップで、主教以下の職位の聖職者を監督することになった。トップの権限としては、管区内の主教選挙の確認や聖別 (consecration)、管区の聖職者会議 (convocation) の召集などに加えて、管区内教会裁判所における最高裁判官の職位に就くことなどに具体例を見い出せる。

◆時代とともに重みを増す世俗裁判所の存在

このように、イングランド国教会は、司法についてもみずからの管轄権を有している。しかし、その後、“家事 (domestic relations) 事件” にかかる教会裁判所の管轄が世俗裁判所へ移管されることになる。その契機となったのが、1855年の教会裁判所法 (Ecclesiastical Courts Act 1855) の制定である。さらに、1857年に検認裁判所法 (Court of Probate Act 1857) や婚姻事件法 (Matrimonial Cause Act 1857) が定められ、世俗裁判所である離婚・婚姻事件裁判所 (Court for Divorce and Matrimonial Causes) が新設され、1858年7月10日に民事検認登録制度 (civil probate registries) の運用がはじまった。【ちなみに、離婚・婚姻事件裁判所の管轄事項は、1875年には、新設の

高等裁判所 (High Court of Justice) の検認・離婚・海事部 (Probate, Divorce and Admiralty Division) に移され、1971年に同部の家事部 (Family Division) への再編にともない、そこに移され、今日にいたっている。】

こうした世俗裁判所への管轄事項の大幅な移管により、1858年以降、教会裁判所の大部分の任務は、①国教会の教理 (doctrine) ・典礼様式 (ritual) ・儀式 (ceremonial) を遵守しない聖職者にかかる審査事案、②教会法や聖務規律を遵守しないことを理由とする聖職者の戒規違反 (discipline) 事案、③特別許可事案 (faculty cases) に限定されている。

近年、国教会の紛争処理において特徴的なことは、準司法的な調停手続 (quasi-judicial settlement) の幅広い採用である。2003年聖職者戒規 [国教会] 法 (Clergy Discipline Measure 2003) の下での手続が典型である。具体的には、事前審査制の活用、牧師 (司祭・執事) については主教戒規審判所 (bishop's disciplinary tribunals) の活用や、戒規違反事案についての主教などからの諮問や政策立案に取り組む独立した聖職者戒規委員会 (Clergy Disciplinary Commission) の活用などによる紛争処理である。

また、特別許可事案 (Faculty cases) でも、婚姻の公告 (banns) なしの婚姻の許可 (special licence)、教会財産や教会附属墓地など聖別された土地・建物の利用目的変更許可事案にかかる審査・特別許可などで争いのない場合には、大主教が所管する特別許可所 (Faculty Office) へ申請し、同所で審査し、特別許可を出すのが一般化している。

このように、現代のイングランド国教会裁判所の姿は、国王 (女王) の絶対的な権威を背景に絶大な力を誇示した、かつての絶対王政の時代とは大きく異なる。しかし、今日でも、国教会内部に置かれた主教裁判所 (Consistory Courts) をはじめとした各種の教会裁判所は、世俗裁判所とすみ分けしながら、裁判管轄を分かち合っている。わが国ではしっかりと分析・紹介されていないが、イギリス宗教法の重要な部分をなす。

◆今日のイングランド国教会の組織

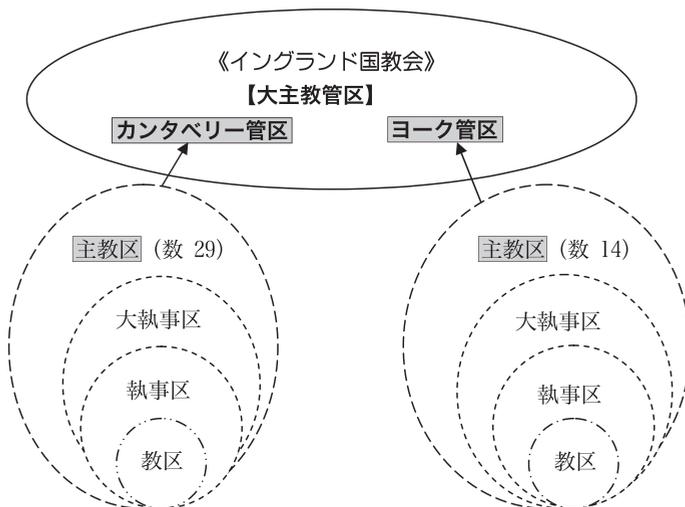
イングランド国教会の傘下には、1万6千以上の教会 (church) がある。

毎月、1千700万人の人々が、各教区にある教会で、聖書朗読、祈願、賛美の歌で神をたたえ、キリストによる救いを祈念して賛美と感謝をささげ、聖餐（ミサ）に参加している。国教会という政体上の別格の存在であるアングリカン教会が、洗礼、堅信礼、婚礼、葬式などを通じるかたちで、国教徒の人生、世俗の生活におよぼす影響は決して小さくないことを物語っている。

すでにふれたように、イングランド国教会の基礎となっているアングリカン教会は、プロテスタントの教派の1つに分類される。しかし組織的には、たもとを分かったローマ・カトリック教会の監督制・聖職位階制（Episcopal・hierarchy）を採り入れている。

まず、国教会は、イングランド全土を2つの「大主教管区（Province）」に分けて、監督制を敷いている。2大主教管区には、それぞれ、カンタベリー大主教とヨーク大主教が任命されている。2大主教管区は、43の「主教区（Diocese）」に分かれている。それぞれの区には主教、さらには必要に応じて主教補佐が任命されている。そして、主教区は、1万3千510の「教区（Parish）」に分かれている（教会総数は1万6千151）。イングランド国教会の監督的組織のイメージを図示すると、次のとおりである。

【図表 序 - 3】 イングランド国教会の監督的組織イメージ



今日、イングランド国教会は、聖職者だけでも2万7千人をこえる人員をかかえる宗教組織である。聖職禄（教会禄・benefice）を受けるなど有給の聖職者の数は9千人あまり、3千人の無給聖職者、1千100人のチャプレン（パストラルケアに従事する聖職者）などの人員からなる。その組織の詳細は、次のとおりである。

【図表 序 - 4】 イングランド国教会の監督的組織の詳細

<p>●大主教管区 (Province 数2)：①カンタベリー大主教管区 (Province of Canterbury) ②ヨーク大主教管区 (Province of York)。それぞれ大主教 (Archbishop) が主宰。2大主教は、イングランド国内では43主教区 (カンタベリー29+ヨーク14) を分割監督。</p> <p>◎カンタベリー大主教は、全世界のアングリカン・コミュニオン〔全聖公会〕(44メンバー) の最高指導者であり、かつ、南部イングランド【29主教区】(+欧州主教区・Diocese of Europe) を所管する管区の監督者</p> <p>◎ヨーク大主教は、北部イングランド【14主教区】を所管する管区の監督者</p>
<p>【国教会総会議 (General Synod) 数1】 主教会 (House of Bishops)、牧師会 (House of Clergy)、平信徒会 (House of Laity) の3会からなる。</p> <p>【大主教評議会 (Archbishops' Council)】 2人の大主教と10人の評議員からなる。</p>
<p>●主教区 (Diocese 数43)：2大主教管区の中にある単位。各主教区は、主教 (bishop) が、補佐主教 (suffragan bishop) 支援を受けて主宰。主教は、受禄牧師 (司祭・priest、執事・deaconなどclergy) を監督。</p>
<p>【主教区会議 (Diocesan Synods)】 主教会 (House of Bishops)、牧師会 (House of Clergy)、平信徒会 (House of Laity) 3会からなる。</p>
<p>●大執事区 (archdeaconry)：主教区 (diocese) の全部または一部で、特定の聖務と執り行う大執事 (archdeacon) が所管する区域。(ただし、代議制の区域ではない。) 大執事は、主教に選任・叙階され、みずからが所管する区の監督・巡察を行い、パトロンが推挙した受禄牧師 (司祭・priest、執事・deaconなどのclergy) の叙階などを行う。</p>
<p>●執事区 (deanery)：大執事区 (archdeaconry) の中で教区 (parishes) を束ねる単位で執事 (dean) が主宰する区域。</p>
<p>【執事区会議 (Deanery Synods)】</p>
<p>●教区 (parish 数13, 150)：各主教区の中にある最小単位。各教区は牧師・clergy (司祭・priest、執事・deacon) が聖務 (ministry) を主宰。司祭 (priest) には、①教区主任牧師 (rector) の職位と教区主任牧師代理 (vicar) の職位がある。Vicarは、実質的に副牧師 (curate) である。双</p>

方とも、受禄牧師 (incumbent) である。これに対して、非受禄牧師 (unbeneficed clergy) とは、司祭代行 (priests-in-charge)、副牧師 (assistant curate) チャプレン (施設付牧師・chaplain)、退職した牧師などをさす。非受禄牧師が、公式に聖務を執り行うには、その教区を管轄する主教区の主教から免許 (licence) を得なければならない。教会 (church) は、各教区の中に複数存在する。教区の受禄牧師は、パトロン (受禄牧師推挙権者) が推挙 (patronage) する。

【教区教会委員会 (PCC=Parochial Church Council)】各教区は、俗務 (temporal) の法人格を有する執行機関として、牧師と平信徒などからなる教区教会委員会 (PCC) を設置。

【図表 序 - 5】 イングランド国教会の43主教区図



引用：

http://cofe.anglican.org/about/diocesesparishes/parishchurches/diocese_map.html?target=links

◆イングランド国教会の執行機関

イングランド国教会の最高位の執行機関としては、かつてはカンタベリーとヨークの聖職者会議 (Conventions) が大きな役割を果たしていた。しかし、今日では、1999年に設けられた大主教評議会 (Archbishops' Council・両大主教+17人の委員で構成) が、重責を担っている。大主教評議会は、国教会の中央集権の強化をねらいに設けられた。

大主教評議会は、戦略的な経営に向けた立案・検討を行い、実施してきている。この場合、必要に応じて諮問委員会 (committees) を設けそこから諮問事項に対する答申を得るとともに、チャーチコミッショナー (Church Commissioners) 事務局 (33人のコミッショナー+約100人の事務局員) からも必要な支援が受けられる。大主教評議会が取り扱う課題は、効率的な投資による財務内容の改善をはじめとした国教会の財政再建、予算案の再検討、人材の適正配置、困難に直面している教区の支援・再生、聖職者の報酬や年金制度改革、国教会系キリスト教主義学校 (Christian schools) の整備・拡大、公益・慈善伝道事業への支援や布教活動の強化など、多岐にわたる。

◆国教会の財政運営

イングランド国教会は、法人格を有しない。しかし、1947年チャーチコミッショナー [国教会] 法 (Church Commissioners Measure 1947) の下で設けられたチャーチコミッショナーは、法人格を有している。ここがアングリカン教会の土地と投資資産を、直接に保有ないし受託者となって実質的に保有・管理運用している。

イングランド国教会は、40億ポンドを超える資産を保有している。これらの資産は、ヘンリー8世 (Henry VIII) が実施した教会改革 (Reformation) 時にカトリック教会から没収した財産が原資になっている。つまり、1704年に、カトリック教会から没収した資産を、当時のアン女王が、国教徒に寄進した金銭 (アン女王下賜基金~Queen Ann's Bounty) が原資である。

国教会は、今日、主に次のような財源でもってその運営資金を賄っている。

【図表 序 - 6】 イングランド国教会の主な財源

● 信託財産（運用資産・基金）からの収益 ：実物資産および金融資産に対する投資からの果実
● 手数料 ：洗礼証明書の発行、婚礼の儀式やその証明書の発行、葬儀や埋葬などにかかる収納金。特別許可事案（faculty cases）の審査請求に際に特別許可所（Faculty Office）へ納付される審査手数料など
● 教会税 ：イギリス議会は1868年に強制的教会税廃止法（Compulsory Church Rate Abolition Act 1868）を制定した。このため、現在、イングランド国教会は、各教区において教会税（Church Rate）を強制的に徴収することはできない。しかし、各教区教会委員会は年間にその運営に必要な予算分に見合う教会税を賦課し、信徒から任意のかたちで徴収。この賦課徴収に応じた場合で、その人が高額所得者であるときには、自己の所得計算にあたり、所得税申告において、寄附金控除の特典の利用が可能
● 負担金 ：イングランド国教会総会議の承認を得て、中央財務委員会（Central Board of Finance）、チャーチコミッショナー、年金委員会基金（Pensions Board funds）に充当するに必要な資金の調達をねらいに、教区や管区に割り当てられる分担金（quota）

基金の32パーセントは実物資産に投資されている。イングランド国教会は、チャーチコミッショナーが生み出した運用益で経常費の6分の1を賄っている。主な出費科目は、聖職者の年金、布教費用、資金難の教区の支援などである。2004年のイングランド国教会の投資収益率は13.6パーセント、過去10年で各年の平均収益は約3千500万ポンドである。

ちなみに、国教会は、聖堂など歴史的遺産と指定された建造物などへの補助金を除いて、国庫から公金を充当するかたちでの財政支援を受けていない。

◆イングランド国教会の聖職者の任用手続

イングランド国教会の聖職（holy orders）は、大きく「主教（bishops）」、「司祭（priests）」および「執事（deacons）」からなる（カノンC1（1））。イングランド国教会の聖職者は大きく、教会の最高統治者である国王（女王）の任命にかかる聖職者と、女王の任命にかからない大主教が聖別（consecration）する聖職者や、主教が叙任（ordination）する牧師などの下級聖職者に分かれる。

イングランド国教会においては、牧師を含むいかなる聖職者も、叙階・叙任の
 手続をふまない限り、正式に聖職を執り行つてはならないことになっている。
 国王（女王）の任命にかかる聖職者の任命方法は、次のとおりである。

【図表 序 - 7】 女王の任命にかかる聖職者の任命方法

●大主教 (Archbishops) と主教 (bishops) の任命：1976年以降、政府と
 国教会との協定により、任用委員会 (CNC=Crown Nominations
 Commission) [以前は、任命委員会 (CAC=Crown Appointments
 Commission)] が、首相に対し2人の候補者をあげ、そのうちの1人を選ん
 で、あるいは双方とも拒絶された場合には新たに候補者をあげそのうちから
 首相が選んで、女王へ奏上するかたちになっている。CNCは、国教会組織
 で、カンタベリー大主教が委員長、ヨーク大主教が副委員長を務める。任命
 担当国務大臣は、職務上、議決権のない委員として、CNCに加わる。カンタ
 ベリーないしヨークの大主教の選考の場合には、在任中の大主教が議長を務
 める。首相は、形式的・儀礼的に名簿の第一順位に置かれた者を女王に奏上
 するのが慣習である。

●補佐主教 (suffragan bishop) の任命：関係する主教区の主教が国王あて
 に2人の候補者名簿を提出する。実際には、候補者名簿は、その教区を所管
 する大主教からの推挙状を添えて、首相の許に届けられる。

●国王任命にかかる執事 (Deans)：首相が、任命担当国務大臣が関係する主
 教区の主教の同意を得て、かつ、関係する聖堂、主教、大主教などとの協議
 を重ねたうえで作成した候補者名簿から選任して、女王に奏上することにな
 っている。

●国王任命にかかる主教座聖堂 (cathedral) 参事会 (chapter) 員
 (canony) や教区牧師 (parish)：首相官邸の任命担当秘書と協議したう
 えで、女王に候補者を奏上することになっている。

次に、下級聖職者の任用手続についてふれる。各教区には、「教区教会委員
 会 (PCC)」が置かれている。PCCは、牧師 (clergy) の推挙・叙任手続に一
 定の関与はできるが、こうした手続を直接とりし切ることはない。受禄牧師
 (incumbent) の推挙はパトロン (patron・受禄牧師推挙権者) がとりし切
 り、叙階は主教ないし大執事がとりし切っている。こうした叙任を受ける聖職
 者は、教区 (parish) レベルでの牧師 (司祭・priest、執事・deaconなどの
 clergy) に加え、聖堂主任司祭 (dean)、大執事 (archdeacon)、さらには
 主教 (bishop) にまで及ぶ。

かつては女性牧師（司祭・執事職へ）の聖職叙任が重い課題であった。しかし、1986年執事（女性の叙任）〔国教会〕法（Deacons（Ordination of Women） Measure 1986）および1993年司祭（女性の叙任）〔国教会〕法（Priests（Ordination of Women） Measure 1993）の制定により登用の途が拓かれ、近年、その数は増加の一途をたどっている。【2005年統計では、叙任牧師総数8,764人のうち、女性は1,466人で、全体の16.7%を占める。】

◆平信徒と教区教会委員会の役割

今日、おおかたのイングランド国教会の平信徒にとり、国教会の歴史や政治との関係がどう推移してきたのかなどについては、学校教育で学ぶ筋合いのものである。（研究者などの関心とかれら平信徒の日常の関心事との間にはかなりの乖離があるともいえる。）

平信徒のもっぱらの関心は、監督制の一番下位となる「教区（parish）」（1万3千150）にあるイングランド全土に1万6千ほどある教会うちの、みずからが通う1教会のことである。教会では、牧師（司祭、執事など）が、聖書朗読、祈願、賛美の歌などで神をたたえ、キリストによる救いを祈念して感謝をささげ、聖餐（ミサ・messa）や洗礼を執り行うなど、日ごろ平信徒とともにある。また、牧師は、洗礼、堅信礼、婚礼、葬式といった信徒聖化のための儀式を通じて平信徒の生涯とのかかわりも深い。【ちなみに、イングランド国教会は、 sacrament（秘跡・聖奠）として「洗礼」と「聖餐（ミサ）」のみを認める。これら以外の残り5つの sacrament（聖職按手式・堅信礼・結婚・告解・抹油）は、聖奠と同等と見ていない。信仰生活を助ける sacrament 的な神の恵みとされる。】

各教区に置かれている教区教会委員会（PCC）は、牧師といっしょになって教区教会の運営資金の調達、教会財産の維持管理、さらには主教への教区の要望の伝達などに関する業務執行を行う法人格を有する組織である。PCCの執行委員（churchwarden）や平信徒総代（総計20人）は各年の4月30日までに開かれることになっている年次の信徒総会（Annual Parochial Church Meeting）で選任される。なお、管区総会議の代議員（4人）はその資格か

ら当然PCCの執行委員に選任される。再任は妨げない。

ちなみに、教区信徒総会が選出する執行委員の任免方法については、2001年教会執行委員〔国教会〕法 (Churchwarden Measure 2001) に定められている。2001年法は、旧1964年教会執行委員 (任免)〔国教会〕法 (Churchwardens (Appointment and Resignation) Measure 1964) を継受したものである。

世話好きな平信徒は、みずからの教区あるいはその教区にある教会の運営や財産管理など“俗務”に献身している。教区の俗務執行団体である教区教会委員会 (PCC) の執行役員になり、世話をやいている。これら世話役の平信徒にとっては、あくまで教区の運営や財産管理に関する法制の動きが最大の関心事の1つである。また、女性牧師 (司祭・執事) の聖職叙任問題などにも強い関心がある。聖務に献身する牧師の任用 (パトロンの推挙・主教による聖職叙任など) に関しては、イングランド国教会の伝統にねざした「受禄牧師推挙権 (patronage)」のような独特の仕組みなどがあるが、平信徒の関心事ではない。むしろ、平信徒にとっては、教区の牧師と平信徒との不和があった場合にはどのような手続で紛争を処理する仕組みになっているのかなどの方が気がかりである。

◆特別巡察の実施

従来から、主教は、第一に「裁き司 (judge) であるよりも司牧者 (pastor) たる」といわれてきた。こうした言い伝えもあり、教会のガバナンスや戒規手続の執行は、「巡察 (visitation)」のかたちで執り行われてきた。巡察のねらいは、主教が、「巡察の対象となる牧師その他の人の状況、順応性および資質についてよく知ること」にある (カノンC18 (4))。主教は、キリストの教えに従う者の群れを教化し、飼いならすための行動をとり、かつ、不足するものを補い、誤ったことをただすように求められる (カノンG5 (1))。平信徒は別として、いかなる聖職者も巡察の対象となる。

主教は、不和があるとの告発があり、不定期の特別巡察 (particular visitation) を求められた場合、まず、その教区の聖職者および教区教会委員

会（PCC）の執行委員に対して、その理由を陳述してもらうために質問書を送付する。この場合、大主教もまた、聖務を執り行う者が注意義務を果たしているかどうか精査する役割を担っている（カノンC22（3））。以上が、教区の牧師と平信徒との不和があった場合の特別巡察を通じた伝統的な紛争解決のやり方である。

◆今日の司牧上の紛争処理手続

教区の受禄牧師は、いったんその聖職に就くと、国教会の教えに反するあるいは教会法や聖務規律を遵守しないかどで戒規処分を受けた場合や世俗裁判所で処罰された場合を除き、その職を奪われることはない。しかし、近年、牧師の異性問題や健康問題、司牧の方針などで、教区信徒との不和が生じるケースが増えてきている。当然、教区の牧師と信徒との重大な内部対立が相当期間にわたって続き、自律的に紛争解決の目途がたたない場合が想定される。1977年受禄牧師（教会禄の停止）〔国教会〕法（Incumbents（Vacation of Benefices） Measure 1977）および1993年改正法は、こうした状況に対応するために定められた法である。

牧師と信徒の間の内部対立が激しくなったときには、まず、受禄牧師もしくは大執事（archdeacon）が、または教区教会委員会（PCC）が平信徒の3分の2の賛成で、「司牧上の不和（pastor breakdown）」があることを確認する。そのうえで、主教に対して審査（inquiry）・処分を求める。主教は、審査が必要と判断した場合、大執事へ調査を命じる。調査の結果、不和の証拠があるとの結論にいたったときには、主教は、不服審査型諮問委員会である大主教審査会（Provincial tribunal）へ諮問する。審査会は、諮問をうけて審査を行い、その結果を主教に答申を行う。主教は、その答申を受けて、答申を尊重しながらも、みずからの意思で具体的な処分を決定する。欠格とされた受禄牧師に対する教会禄の支給停止、教会禄の剥奪、ないし一定期間の職務停止などのかたちで処分が行われる。一方、PCCの執行委員などが原因者とされた場合には、役職停止、ないし5年を超えない期間の役職就任禁止などの処分が行われる。

ちなみに、問題当事者が主教自身である場合には、大執事 (archdeacon)、主教協議会 (bishop's council) の過半数および主教区総会議 (Diocesan Synod) の検討委員会の過半数の賛成があれば、大主教へ審査・処分を求めることになる。

◆国教会以外のキリスト教派や既成宗教の礼拝施設等の登録制度

イングランドでは、国教会制度の確立をみて以降久しく、イングランド国教会 (アングリカン教会) が“別格の存在”として宗教界に君臨してきた。かつては、国教会を受け容れない人々には過酷な試練が待ち受けていた。しかし、国教会を絶対視する考え方はしだいに後退していき、時代は、民の信仰の自由に対する制限を大幅に緩和する方向に大きく動き出していった。その契機となったのが、1689年の「寛容法 (Toleration Act 1689)」の制定である。この議会〔制定〕法は、国教徒と非国教徒との“対立の時代から寛容 (toleration) の時代”へと流れを変える重要な役割を果たした。

こうした流れを後押しするかたちで、カソリックや非国教派プロテスタントなどのキリスト教派 (Christianity)、さらにはユダヤ教 (Judaism) のような伝統的な宗教・教団が、宗教活動を円滑に行えるようにすることをねらいに1855年に制定されたのが、「礼拝所登録法 (Places of Worship Registration Act 1855)」である。この議会〔制定〕法は、キリスト教派やその他既成の宗教・教団が、宗教上の礼拝施設 (a place of meeting for religious worship) や宗教婚施設 (a place for religious worship for the solemnisation of marriages under section 41 of the marriage act 1949) (以下「礼拝施設等」) を、出生・死亡・婚姻登録庁長官 (The Registrar General of Births, Deaths, and Marriages、以下「登録庁」、「登録庁長官」) に対し登録申請することを認める。【登録庁は、制度的には、①イングランド+ウェールズ、②スコットランド、③北アイルランドの3つに分かれている。】

登録申請は、その礼拝施設等の所在する地域を所轄する登録庁地方事務所の上席登録官の窓口を通じて行う。登録が認められた場合、登録証が交付される。登録された礼拝施設には土地関連の租税が免除されるなどの特典が与えら

れる。

ちなみに、登録済施設等の目的外利用などがある場合には、登録庁長官は登録を抹消することができる。登録を抹消した場合、登録庁長官は新聞に公告するように求められる。抹消の効力は当該施設が再登録されるまで継続する。

カソリックや非国教派プロテスタントなどのキリスト教派、ユダヤ教の礼拝施設等に加え、イギリスでは既成化した教団である救世軍 (Salvation Army) 【1865年にイングランドでメソジスト教会ウイリアム・ブース (William Booth) 牧師により創始された。キリスト教派ではあるが、いかなる秘跡・ sacrament を肯定も否定もしない。】の施設なども、1855年礼拝所登録法の下での礼拝施設等として登録が認められている。その一方で、アメリカから渡来したチャーチ・オブ・サイエントロジー (Church of Scientology) は、チャペルなどの施設にかかる登録申請が登録庁長官により拒否されている (See, *R v Registrar General, ex parte Segerdal and Another* [1970] 1 All E.R. 1/ 3 All E.R. 1)。こうしたケースからもわかるように、1855年礼拝所登録法の下での登録制度は、実質的に、国教会以外の主要なキリスト教派 (Christianity) およびユダヤ教 (Judaism) などイギリスにおいてかなり既成化した宗教を対象とした仕組みといえる。【ちなみに、イングランドおよびウェールズにおいて、2002年の統計では、主要なキリスト教派以外の教派・教団で登録を認められた件数は、礼拝施設では9千914箇所 (総数2万9千805箇所)、婚礼施設では7千20箇所 (総数4万609箇所) である。Office of National Statistics, Marriage series FM2 No28, table 3.42, table 3.43】

◆宗教的“寛容”の時代から“多元化”の時代へ

いまや、イギリス現代社会は、宗教的には、“寛容 (toleration)” の時代から“多元化 (pluralism)” の時代へと大きく旋回しはじめている。

2001年の調査統計によると、ブリテン【①イングランド (England)、②ウェールズ (Wales)、③スコットランド (Scotland)】を見てみても、総人口の72%弱がキリスト教を信仰している状況にある。その一方で、イングランド国教会や既成のキリスト教派以外の宗教、つまり、仏教、イスラム教、ヒン

ドゥ教などさまざまな宗教（イギリスにおける新宗教、新新宗教）、を信仰する人たちが増えてきている。

統計によると、ブリテンにおける各宗教とその信徒数および割合は、次のとおりである。

【図表 序 - 8】 ブリテンにおける宗教と信徒数および割合

信徒の種類	(単位：千人)	割合 (%)
キリスト教徒	42079	71.6
仏教徒	152	0.3
ヒンドゥ教徒	559	1.3
ユダヤ教徒	267	0.5
イスラム教徒	1591	2.7
シク教徒	336	0.6
その他の信徒	179	0.3
信徒総計	45163	76.8
無神徒	9104	15.5
無回答	4289	7.3
無信徒／無回答総計*	13626	23.2
全総計	58789	100

国家統計局：国勢調査2001年4月（2003年2月13日公表）

*この部分の総計には、無信徒か無回答か分けることができない北アイルランドの23万4千件が含まれている。

この統計からも、イギリスでは、イングランド国教会や既成宗教・教団以外にも、仏教、イスラム教、ヒンドゥ教など、さまざまな宗教・宗派・教団（以下「新宗教・教団」）が宗教活動を行っていることがわかる。

近年、イギリス政府は、テロ対策などの面から、とりわけイスラム教および160万人にもおよぶ同教徒、さらにはカルト対策面からは新宗教・教団全般に対し、関心を強めてきている。

一方で、別の注目すべき動きもある。すでにふれたように、現在も世俗のイギリス議会（ウエストミンスター議会）では、イングランド国教会の大主教や

主教26人が、上院〔貴族院〕(House of Lords)に聖職貴族(Spiritual Lords)としての議席を持っている。世俗の立法過程に、国教会の教えに基づく宗教倫理を反映させることがねらいである。ところが、近年、EUの拡大や移民の流入などで、イギリスの多民族国家化、宗教の多元化が著しく、多文化社会化にそくして、聖職議員を国教会以外のキリスト教派や他の宗教・宗派からも選任すべきとの主張が出ている。ただ、こうした主張を受け容れることは、イングランド国教会の、いわゆる“脱国教会化(disestablishment)”の声を勢いづかせるおそれもある。伝統を重んじる人たちからは、強い警戒感が示されている。

◆新宗教と登録制度

イギリスでは、一般的に、公益(慈善)団体(charities)は、チャリティコミッション(Charity Commission)へ申請して登録するように義務づけられている。

チャリティコミッション【制度的には、①イングランド+ウェールズ、②スコットランド、③北アイルランドの3つに分かれている。それぞれの正式名称は、①Charity Commission for England and Wales、②Scottish Charitable Office、③Department of Social Developmentである。】は、それ以前にあったチャリティコミッショナー(Charity Commissioners for England and Wales)を改組してつくられた、独立した審査権能と行政権能を持った法人格を有する公的機関である。

2006年チャリティ法(Charities Act 2006)によると、「貧困の防止または救済(prevention or relief of poverty)」(2条(2)項(a)号)、「教育の振興(advancement of education)」(2条(2)項(b)号)、「宗教の振興(advancement of religion)」(2条(2)項(c)号)など“公益(慈善)目的(charitable purposes)”【近年、チャリティ制度改革が行われ、従来公益(慈善)目的分野が4つとされていたのが、2006年チャリティ法で12まで拡大された。】を有する団体には、チャリティコミッションへの登録が義務づけられる。

もつとも、“登録免除チャリティ (exempt charities)” とされる団体もある。それらは、①1947年チャーチコミッショナー [国教会] 法の下で法人格を有しイングランド国教会の財産の管理・運用をしているチャーチコミッショナーやその所管にある団体 (1993年チャリティ法別表2) や、②礼拝所登録法の下でその宗教施設等が登録庁長官の所轄となる宗教・教団、さらには③小規模団体【年間総収入が10万ポンド以下でチャリティコミッションもしくは国務長官が指定する団体、および年間総収入が5万ポンド以下のすべての団体】など (2006年チャリティ法3A条) などである。したがって、これらいずれかにあてはまる場合には、チャリティコミッションの所轄から外れることになる。

イギリスにおいて新宗教とみなされる仏教、イスラム教、ヒンドゥ教などの教団は、公益信託 (charitable trust)、公益法人 (保証有限責任会社・Company limited by guarantee) ないし任意団体 (人格なき社団・unincorporated association) などのかたちで存在し、宗教活動をしている。すでにふれたように、これらの新宗教・教団は、1855年礼拝所登録法の下での宗教施設等の登録を認められ、チャリティ法 (Charities Act) の下で、登録免除チャリティに当てはまらない限り、「登録チャリティ (registered charity)」となるための登録申請を行うように義務づけられる。つまり、イギリスの場合、これらの新宗教・教団は、一般のNPO・公益 (慈善) 団体と同じく、チャリティ法による登録制度の下での団体規制を受けると解してよい。

登録チャリティになるには、法人である必要がない。チャリティコミッションによる審査に合格すれば、登録チャリティになれる。【イングランド+ウェールズにある約60万団体あるチャリティのうち、登録チャリティは18万8千程度である。このうち、「宗教の振興」を目的とした登録チャリティの数は定かではない。】

チャリティ法にいう「宗教の振興 (advancement of religion)」(2条 (2) 項 (c) 号) とは、かなり広義にとらえられている。公衆の利益をはかるために経典に書かれた信仰や宗教を広めること、放送を通じて福音をもたらす説教をすることにより主として宗教を広めること、公衆の利益をはかるために宗教の礼拝や布教を通じて宗教を広めることなど信仰を広めるさまざまな活動はも

とより、教会その他の宗教団体の利用に供するための土地や建物の提供や維持管理行為なども含まれる。

したがって、イギリス国内においては新宗教とされる仏教、イスラム教、ヒンドゥ教などの教団は、礼拝行為、布教活動、信徒に対する教義ないしは教典に基づく信仰を深める行為の奨励や説教、さらには経典の頒布などを主たる活動としているとすれば、登録チャリティになるための申請をしなければならない。これら新宗教・教団から登録チャリティになる申請があった場合、チャリティコミッションは、審査を行うことになる。この審査にあたっては、①公序に反する活動をするものでないこと、②他の宗教を攻撃する活動をするものでないこと、③公衆ないしは公衆のかなり知られていることなどが、重要な判断基準とされる。

さらに、宗教団体は、かりに「宗教の振興」を目的していないと判断されても、「教育の振興」（2条（2）項（b）号）を目的としていると認められれば、登録チャリティになることができる。例えば、イギリスでは、キリスト教のような一神教（monotheism）が真の宗教であり、ヒンドゥ教のような多神教（polytheism）は真の宗教ではないとの考え方が強い。したがって、ヒンドゥ教の礼拝施設などは、1855年礼拝所登録法の下での登録、さらにはチャリティ法にいう「宗教の振興」目的での登録も難しい。ただ、チャリティ法の下では、「教育の振興」目的でも登録が認められることになっている。このことから、多神教の教団なども、この目的をもつものとして登録チャリティとなることができる。

さきにふれたチャーチ・オブ・サイエントロジーの場合も、公序に触れる問題がない限り、同じような取扱いになる。【実際には1999年に、チャリティコミッションは、チャーチ・オブ・サイエントロジーに公益性（public benefit）がないことや公序（public policy）に反する活動があることを理由に、チャーチ・オブ・サイエントロジーの登録チャリティになるための申請を却下している。このことは、“公序に反する宗教カルト”とみなされた宗教・教団については、実質的に公的な登録制度から完全に排除されることを意味する。もともと、見方を換えると、こうした宗教・教団だけが、警察規制を除

き、公的団体規制の法的枠組みから自由になれるようにも思える。団体規制の厳しいイギリス社会の皮肉な断面を見る思いである。】

ちなみに、登録チャリティとなった宗教・教団に対して、課税庁【国税の賦課・徴収を行っているのは、英国財務省 (HM Treasury) の外局である「英国歳入関税庁」(HMRC=Her Majesty Revenue & Customs)】は、①非収益事業の非課税や②100%のみなし寄附金、③寄付者が所得額計算上控除(損金算入)対象となる寄附金の受入資格など、さまざまな課税上の特典を付与している。

◆人権法の制定とイングランド国教会への影響

16世紀初頭に確立されたイングランド国教会は、イギリスの統治機構のなかに深く組み込まれ、今日にいたっても国政や国民の信仰生活に大きな影響力を保っている。しかし、その一方で、イギリス国内でのキリスト教派、宗教・宗派の多様化、世俗化のうねりのなか、他方では1950年ヨーロッパ人権規約(ECHR=European Convention on Human Rights)の批准や国内法である1998年人権法(Human Rights Act 1998)などの制定もあって、かつて有していたような立法や司法に対するイングランド国教会の発言力は徐々に低下してきている。なぜならば、人権規約や人権法は、「公的機関(public authority)」がECHRに規定する人権に抵触する行為をすることを違法とするからである。この場合、規制の対象となる「公的権能(public functions)」を、公的性格を有する私人が行行使する権能、と幅広く定義する。

イングランドおよびスコットランドで、国教会制度を維持する。国教会(established church)は、他の教派とは異なり、著しく公的な性格が強いことから、人権法がストレートに適用のなる“公的団体”かどうか、が問われてくる。また、こうした国教会が行う宗教活動が、人権法にいう“公的権能”の行使にあたるのかも問われてくる。

いまや国教会は聖俗分離の激流のなかにある。こうした流れを後押しする議会〔制定〕法も数多くつくられてきており、現代のイギリス宗教法の分析・紹介においては、人権法関連の動きも見逃せない。また、移民人口の増加、信仰

する宗教の多様化などに伴い、人権法を抛りどころにした自らの信仰の自由（宗教上の人権・religious human rights）とぶつかるさまざまな法的・経済的な規制、部分社会規制などとの融和（accommodation）を司法（世俗裁判所）に求める動き【例えば、輸血、職務中の礼拝、学校でのスカーフ着用、受刑者の処遇、日曜安息日の遵守（Observance of Sunday）ないし緩和など】も増加の一途をたどっている。

◆アイルランド、ウェールズ、スコットランドの教会制度

議会は、1869年に、アイルランド教会脱国教会化法（Irish Church Disestablishment Act 1869）を通過させた。これにより、当時イングランドの支配下のアイルランドにあった国教会（Church of Ireland・アングリカン系）の脱国教会化（disestablishment）がはかられた。そして1920年には、ウェールズ国教会（Church of Wales・アングリカン系）の脱国教会化がはかられた。このため、現在、国教会として存続しているイングランド・アングリカン教会（Anglican Church of England）と、長老派スコットランド教会（Presbyterian Church of Scotland）だけである。【長老派スコットランド教会は国教会ではないとの見方もある。】

ちなみに、北アイルランドでは、かねてから、社会的に差別を受けていたカトリックと、プロテスタント主体の政府との対立が深刻化している。2001年に行われた調査では、北アイルランドの住民のうち、45.5%がプロテスタントであった。このなかには長老派、アイルランド・アングリカン、メソジストなどの信徒が含まれている。これに対してカトリック教徒は40.3%であった。その他の13.9%の住民は特定の教派、宗教・宗派に属していない（Population in Northern Ireland: breakdown by religious denomination, Census 2001）。

◆小 結

今日、イギリスの議会〔制定〕法やイングランド国教会法（実定法の条文の入手や骨子の理解）については、インターネットの活用が便利である。イギリ

ス法務省のイギリス制定法データベース (UK Ministry of Justice, The UK Statute Law Database <http://www.statutelaw.gov.uk/Home.aspx>) にアクセスすれば、【法令のタイトルないしアルファベット順などで】検索できるようになっており、年代を問わず、ほとんどの生の資料を入手できる。古典英語については、現代英語での表記も参照でき、便利である。今回の文献紹介においても、この現代文明の驚異的〔ミラクル〕な装置・電子媒体資料をさまざま活用した。

多忙にもかかわらず素稿の査読に時間をさいて有益なコメントをくださった白鷗大学法学部の阿部信行准教授 (法哲学) にはこころからお礼を申し上げる。

また、今回の文献収集にあたっては、筆者が奉職する白鷗大学総合研究所から研究奨励金をいただくことができた。この研究奨励金により幅広い文献を収集することができた。今後の研鑽を誓って、こころから謝意を表する。

《イギリス宗教法文献紹介・解説》

第1部 イギリスという国家の制度と教会との関係

【基本文献】

- ・高木・末延・宮沢編『人権宣言集』(岩波文庫、1957年)
- ・H.G. ハンベリ著/小堀憲助訳『イギリスの裁判所〔改訂版〕』(鳳舎、1970年)
- ・J・バーカー著/小山貞夫訳『イングランド法制史概説』(創文社、1975年)
- ・メイトランドほか著/小山貞夫編訳『イングランド法とルネッサンス』(創文社、1977年)
- ・田中英夫『英米法総論〔上〕・〔下〕』(東大出版会、1980年)
- ・小嶋潤『イギリス教会史』(刀水書房、1988年)
- ・今井宏編『イギリス史2・近世〔世界史体系〕』(山川出版社、1990年)
- ・青山吉信編『イギリス史1・近世〔世界史体系〕』(山川出版社、1991年)
- ・田中英夫編『英米法辞典』(東大出版会、1991年)
- ・J.R.H.ムアマン著/八木崇ほか訳『イギリス教会史』(聖公会出版、1991年)

- ・D・シュガーマン著/法文化研究会編訳『イングランドの法と社会』（風行社、1993年）
- ・小山貞夫『イングランド法の形成と近代の変容』（創文社、1993年）
- ・ステアー・ソサエティ編/戒能通厚ほか編訳『スコットランド法史』（名古屋大学出版会、1991年）
- ・W.S. マッケクニ著/禿氏好文訳『マグナ・カルタ』（ミネルヴァ書房、1993年）
- ・八木崇『イングランド宗教改革史研究』（聖公会出版、1993年）
- ・瀬戸一夫『時間の民族史：教会改革とノルマン征服の神学』（勁草書房、2003年）
- ・戒能通厚編『現代イギリス法事典』（新生社、2003年）
- ・友清理士『イギリス革命史〔上〕〔下〕』（研究社、2004年）
- ・アダム・スミス著/水田洋訳『法学講義』（岩波文庫、2005年）
- ・石村耕治編『宗教法人法制と税制のあり方』（法律文化社、2006年）
- ・江島晶子訳「イギリス：マグナカルタ〔抄〕・権利章典、議会法〔抄〕・人権法〔抄〕・2005年憲法改革法〔抄〕」初宿正典・辻村みよ子編『新・解説世界憲法集』（三省堂、2006年）所収
- ・塚田理『イングランドの宗教：アングリカニズムの歴史とその特質〔新装第1版〕』（教文館、2006年）
- ・青柳かおり『イングランド国教会～包括と寛容の時代』（彩流社、2008年）
- ・Adolf Berger, *Encyclopedic Dictionary of Roman Law* (American Philosophical Society, 1953)
- ・Joseph Jackson, *English Legal History in a Nutshell* (Sweet & Maxwell, 1955)
- ・Faith Thompson, *Magna Carta: Its Role in the Making of the English Constitution, 1300-1629* (Octagon Books, 1972)
- ・Walter Bagehot, *The English Constitution* (Garland Pub., 1978)
- ・Samuel Edmund Thorne, *Essays in English Legal History* (Hambledon Press, 1985)
- ・Norman Doe, *Fundamental Authority in Late Medieval English Law* (Cambridge University Press, 1990)

- E. Garth Moore, Introduction to English Canon Law (3rd ed., Mowbray, 1992)
- Norman Doe, The Legal Framework of the Church of England (Hambledon Press, 1996)
- Norman Doe, The Law of the Church in Wales (University of Wales Press, 2002)
- Edward W. Watson, The Church of England (Kessinger Pub. Co., 2004)
- Gerald Lewis Bray, Documents of the English Reformation 1526-1701 (James Clarke, 2004)
- R. H. Helmholz, Roman Canon Law in Reformation England [Cambridge Studies in English Legal History] (Cambridge University Press, 2004)
- Sheila Bone, Osborn's Concise Law Dictionary (Sweet & Maxwell, 2005)
- David Loades, Henry VIII: Court, Church and Conflict (National Archives of England, 2007)
- Legal Advisory Commission of General Synod, Legal Opinion concerning the Church of England (8th ed., Church House Pub., 2007)
- Mark Hill, Ecclesiastical Law (Oxford University Press, 3rd ed., 2007)
- R. B. Outhwaite, The Rise And Fall of the English Ecclesiastical Courts, 1500-1860 [Cambridge Studies in English Legal History] (Cambridge University Press, 2007)
- Frank S. Alexander (ed.), Christianity and Law: An Introduction [Cambridge Companions to Religion] (Cambridge University Press, 2008)
- Martin Davie, A Guide to the Church of England (Mowbray, 2008)
- Norman Doe, An Anglican Covenant (Canterbury Press, 2008)

《イギリス教会法の資料（DB）や、学会、宗教法研究センターなど》

- イギリスの議会〔制定〕法やイングランド国教会法（実定法の条文や概要）については、UK Ministry of Justice, The UK Statute Law Database

- <http://www.statutelaw.gov.uk/Home.aspx> 参照（筆者HP最終閲覧：2008年6月1日）
- Halsbury's Laws (Halsbury's Statutes of England) 【イギリス法令全書】
 - Church of England: Year Book 【イングランド国教会年報】
 - Church Times (since 1863) 【アングリカンの週刊新聞・イングランド国教会からは独立して発行】 <http://www.churchtimes.co.uk/index.asp?id=58218>（筆者HP最終閲覧：2008年6月1日）
 - Ecclesiastical Law Journal 【教会法学会 (Ecclesiastical Law Society) 発行の機関誌。現在は、ケンブリッジ大学出版局 (Cambridge University Press) から年3回発行。イギリスで最も権威あるイングランド国教会法研究誌】 <http://www.ecclawsoc.org.uk/journals/index.shtml>（筆者HP最終閲覧：2008年6月1日）
 - Church of England HP <http://www.cofe.anglican.org/>（筆者HP最終閲覧：2008年6月1日）
 - Cardiff University Centre for Law and Religion 【カーディフ大学宗教法センター。ウェールズにあるカーディフ大学に設置されたイギリスにおける宗教法の研究センター。イギリスの宗教法研究の権威であるノルマン・ドー (Norman Doe) 教授やマーク・ヒル (Mark Hill) 教授らが中心となって運営されている。なお、同センターについては、センター長による紹介、Norman Doe, “The First Ten Years of the Centre for Law and Religion, Cardiff University, 10 Ecclesiastical Law Journal 222 (2008) 参照。
<http://www.law.cf.ac.uk/clr/people/>（筆者HP最終閲覧：2008年6月1日）

I イギリス史にみる国家と教会と法の変容

1 イングランドの教会制度

【基本文献】

- St. John A. Robilliard, Religion and the Law: Religious Liberty in Modern English Law (Manchester University Press, 1984)
- Sheridan Gilley & W.J. Sheils, A History of Religion in Britain: Practice

and Belief from Pre-Roman Times to the Present (Blackwell Publishers, 1994)

- Richard O'Dair & Andrew Lewis, Law and Religion (Current Legal Issues 2001) vol. 4 (Oxford. U.P., 2001)
- Paul D.L. Avis, Anglicanism and the Christian Church (rev. ed., Continuum International Publishing Group, 2002)
- Adolf von Harnack et al., The Constitution & Law of the Church in the First Two Centuries (Wipf & Stock Publishers, 2004)
- Comment, Church and State in Britain, The Center for Citizenship <http://www.centreforcitizenship.org/church1.html>参照 (筆者HP最終閲覧：2008年6月1日)
- 日本聖公会東京教区のHP <http://www.nskk.org/tokyo/faqs.htm>参照 (筆者HP最終閲覧：2008年6月1日)

〔解説〕 409年にローマ帝国がブリタンニアを放棄した後に、現在のデンマーク、北部ドイツ周辺にいたゲルマン人が、グレートブリテン島に渡ってきた。彼らは先住のケルト系ブリトン人を支配し、ケルト文化を駆逐した。これがイギリスにおける最初のアングロ・サクソン人である。彼らの言葉が英語の基礎となった。

彼らはイングランドの各地に小王国を築いていった。7世紀ごろには、イングランドは7つの王国（7王国）にまとまっていったが、9世紀はじめには、ウェセックス王エグバートのもとで、サクソン人のウェセックス王国が強大となって、イングランド全域を支配した。それ以降、一時期はデン人人に支配され、デンマーク王のもとにあったこともあったが、アングロ・サクソン人は、その後また、イングランドを支配した。これは1066年、フランス・ノルマンディからイングランド南岸へ侵攻したギヨーム2世 (Guillaume II) (のちのウイリアム1世 [William I]) によるノルマン・コンクエストまで続いた。

イングランドを征服したギヨーム2世は、ノルマンディー公 (ギヨーム2

世：在位1035年～1087年）のまま、1066年12月25日にウエストミンスター寺院で初代イングランド王ウイリアム1世（William I）として戴冠した。こうしてウイリアム1世はフランス国王臣下にしてイングランド国王の地位（在位1066年～1087年）を得た。ウイリアム1世は、征服王（William the Conqueror）とも呼ばれるが、ノルマン朝（1066年～1154年）を開いて、現在のイギリス王室（British Royal Family）の開祖となった。また、ヘンリー1世（Henry I：在位1100年～1135年）は、アングロ・サクソン系の王女と結婚することにより、ノルマン人とイギリス人との統合へ向けた一歩を踏み出した人物である。

イングランドにおいて、アングロ・サクソン期には、聖職者も一般の民も分け隔てなく、共同体ごとに異なる不文の地域的な慣習や司法によって支配されていた。イングランド王となったウイリアム征服王は、共同体ごとに異なる不文の地域的な慣習や司法を束ねる一方で、教会司法を世俗司法から分離させる政策をとった。もともと、共同体ごとに異なる不文の慣習を束ね国内共通（コモン・common）な法（ロー・law）制度や司法制度ができ上がったのは、ヘンリー2世（Henry II：在位1154年～1189年）の治世にいたったことである。

イングランドは、ウイリアム1世の治世から、久しくローマ・カトリック教会（ローマ教皇庁）という超国家的な枠組みのもとにある1国家であった。その後、チューダー朝の時代に、ヘンリー8世（Henry VIII：1509年に即位）が、自らの離婚問題を契機にローマ・カトリック教会の枠組みから離脱し、イングランド国教会（Church of England）を立ち上げた。

イングランド国教会は、曲折を経ながらも現代まで継続し、イギリスの国政に影響力を持ち続けている。このため、イギリスは、国家と宗教との結びつきの強い西欧では稀な国家として今日にいたっている。

2 イングランド国教会の特質

【基本文献】

- 塚田理『イングランドの宗教：アングリカニズムの歴史とその特質〔新装第1版〕』（教文館、2006年）
- Stephen Neill, *Anglicanism* (Oxford University Press, 1978)
- Richard Henry Helmholz, *Canon Law and English Common Law* (The Selden Society, 1983)
- Richard Henry Helmholz, *Roman Canon Law in Reformation England* (Cambridge University Press, 1990)
- E Garth Moore, *Introduction to English Canon Law* (Mowbray, 1992)
- Norman Doe, *Canon Law in the Anglican Communion* (Oxford University Press, 1998)
- *The Study of Anglicanism* (SPCK/Fortress Press, 1998)
- E.W. Kemp, et al., *English Canon Law* (University of Wales Press, 1998)
- *The Canons of the Church of England* (6th ed., Church House Publishing, 2000)
- Duncan Watts, *Tories, Conservative and Unionists: 1815-1914* (Hodder & Stoughton Educational, 2001)
- Norman Doe, “Canon Law and Communion,” 6 *Ecclesiastical Law Journal* 241 (2002)
- Norman Doe, “The Common Law of the Anglican Communion,” 7 *Ecclesiastical Law Journal* 4 (2003)
- Mark D. Chapmen, *Anglicanism: A Very Short Introduction* (Oxford University Press, 2006)
- Kevin Ward, *A History of Global Anglicanism* (2nd ed., Cambridge University Press, 2006)

〔解説〕 次に、イングランド国教会の教理などの“特質”について簡潔にふれる。イングランド国教会は、たしかに“宗教政治面”ではカソリックから

分離しており、キリスト教 (Christianity) の枠内では新教であるプロテスタントともいえる。しかし、“神学面”では、むしろカトリックに近い。カルヴァン主義的な色彩の濃い教義、つまり、①聖書主義 (聖書のみ) や②信仰義認説 (信仰のみ) を採り入れ、ローマ・カソリックの実体変化・化体 (transubstantiation) の教理【ミサ (聖餐) のパンとワインがキリストの肉と血に変わる事】、煉獄の存在、聖人崇拜、聖画的崇拜などを否定している。ローマ教皇の首位権も認めない。その一方で、プロテスタントが主張する③万人祭司説には否定的で、ローマ・カトリック教会から受け継いだ聖職位階制を堅持している。

16世紀から17世紀にかけてのイギリスでは、“神学面”でプロテスタントというキリスト教徒は「ピューリタン (Puritan=清教徒)」と呼ばれた。この人たちはドイツで新教をたちあげたルター派やカルヴァン派のプロテスタンティズムがイギリスに入ってきたときに、これこそ「純粋な (ピュアーな) キリスト教」であるとして、熱狂的に信仰した人たちであった。

清教徒は、市民革命の担い手となったが、③万人祭司説の考え方から、イングランド国教会に残るローマ・カトリック的な要素 (司祭服、儀式偏重、主教職など教会改革の不徹底さ) に対する反発を強めた。このため、王政復古後、イングランド国教会から迫害・排斥され、ついには、その一部がアメリカに逃れて行った。一般に、清教徒をはじめとしてイングランド国教会以外のプロテスタンティズムを信仰する人たちを「非国教会派プロテスタント (non-conformist)」と呼んでいる。その語源は、イギリスでは、王制復古後、議会〔制定〕法などにより、国教会以外のプロテスタントに対し、イングランド国教会への「順応 (conformity)」が求められ、これを拒否した人が「ノン・コンフォーミスト (non-conformist)」と呼ばれたことに由来する。

その後、時代とともに、非国教会派プロテスタントに対する迫害・排斥は、ある程度、緩和されていった。その一方で、カトリック教徒に対しては徹底的な弾圧が加えられた。たとえば、異教者とされた人たちは、公職に就くことはゆるさせず、オックスフォードやケンブリッジといった有名大学にも入学がゆるされなかった。こうした人たちは、オランダその他ヨーロッパの

大学に留学することで教育を受ける状況にあった。こうした状況は、1828年に、ロンドンに教派を問わないユニバーシティ・カレッジ (University College) が設立 (のちのロンドン大学: University of London発展解消) されるまで続いた。その後、1850年代には、オックスフォード大学やケンブリッジ大学も入学する学生や教職員の教派を問うことがなくなった。また、1871年には、大学信仰審査法 (Universities Tests Act 1871) が制定され、両大学の教授職も国教徒以外にも途が拓かれた。

3 イギリス史にみる教会法の変容過程

【基本文献】

- ・ J. R. H. ムアマン著/八木崇ほか訳『イギリス教会史』(聖公会出版、1991年)
- ・ 八木崇『イングランド宗教改革史研究』(聖公会出版、1993年)
- ・ Gilbert Burnet & Nicholas Pocock, *The History of the Reformation of the Church of England* (Clarendon Press, 1865)
- ・ D. McLean, "The Changing Legal Framework of Establishment," 6 *Ecclesiastical Law Journal* 111 (2004)

【解説】 覇者たるイングランドにおいて、国教会体制 (establishment) を敷くため、あるいはそれを変容させるために、カノン (国教会法典) に加え、さまざまな議会〔制定〕法、さらには国教会法がつくられていった。こうした多様な法については、イギリス史にそくして分析するのがわかりやすい。イングランドのような国教会体制を敷く国家にあつては、多様な法を「厳格な教会と国家分離論」を機軸に把握するのは難しい。“聖俗分離”、すなわち教会法 (教会の自律規範) と世俗法 (国家法) との間に明確な線引きをしようとする、法の中身を的確に読み込めなくなってしまうおそれもあるからである。

イギリス、とりわけイングランドは、日本、アメリカ、あるいはフランスのような“聖俗分離”がすすんだ国々とは大きく異なる。このため、現代のわが国での常識である最高法規に定められた“信教の自由”とか、“政教分離”

といった思考を一時停止した上で、分析・紹介するのが妥当といえる。

そこで、ここでは、単純にイギリス史にそくして、議会〔制定〕法 (acts, statutes) やイングランド国教会法 (measures) の変容を、イングランドの国王の即位年や王名、史実などを含む基本情報を織り込んだ上で、以下に簡潔にまとめてみた。

【図表 I - 1】 イングランド王即位年・教会関連議会制定法／国教会法・史実などに関する基本情報

《◎特記事件 ◆議会制定法 ●イングランド国教会法 ◇勅令その他》

王朝名	即位年	王 名	主要な宗教関連法令・史実等
ノルマン朝	1066年	ウイリアム 1 世	◎ノルマンディー公、イングランド征服、イングランド王戴冠
	1087年	ウイリアム 2 世	
	1100年	ヘンリー 1 世	
	1135年	ステイーバン	
プランタジネット朝	1154年	ヘンリー 2 世	◎コモンロー制度の全国的統一
	1189年	リチャード 1 世	
	1199年	ジョン	◇1215年マグナ・カルタ発布
	1216年	ヘンリー 3 世	◎議会の開催、立法府の萌芽 (1254～)
	1272年	エドワード 1 世	◎「模範議会」開催 (1295) ◎国王評議会からコモンロー裁判所が分離
	1307年	エドワード 2 世	
	1327年	エドワード 3 世	◎フランスとの百年戦争 (1337～1453) ◎英議会、2院制に分化
1377年	リチャード 2 世		
ランカスター朝	1399年	ヘンリー 4 世	
	1413年	ヘンリー 5 世	
	1422年	ヘンリー 6 世	◎バラ戦争 (1455年～85)
ヨーク朝	1461年	エドワード 4 世	
	1483年	エドワード 5 世	
	1483年	リチャード 3 世	
チューダー朝	1485年	ヘンリー 7 世	◆1487年星室法
	1509年	ヘンリー 8 世	◎イングランド国教会樹立◆1532年新任聖職者上納制限法◆1533年上訴制限法◆◆1533年宗教許可法◆◆1534年聖職者服従法◆◆1534年新

			任聖職者上納禁止法◆1534年国王至上法◆1536年小修道院解散法◆1536年ウェールズ合法法◆1539年大修道院解散法
	1547年	エドワード6世	◎急進的教会改革、第一次公同祈祷書の編纂(1549年)◆1549年・1551年礼拝統一法◇宗教条項・四二箇条
	1553年	メアリー1世	◎カトリックへ復帰・国教徒肅清
	1554年	フィリップ2世	◎スペイン王兼務(1556~98)
	1558年	エリザベス1世	◎イングランド国教会の再興、第二次公同祈祷書の編纂(1559年)◆1558年礼拝統一法、◆1558年国王至上法◇宗教条項・三九箇条
スチュアート朝	1603年	ジェームズ1世	◎スコットランド王・ジェームズ6世兼務
	1625年	チャールズ1世	◆1628年権利の請願◎長期議會開催(国王大権裁判所の廃止・1641)◎ピューリタン革命(1642~49)
	1649年	共和制(O.クロムウェル)	
	1653年	ロード・プロテクター(護国卿)制	◆1653年統治章典
	1660年	チャールズ2世	◎王制復古、公同祈祷書の公認◆クラレンドン法典【1661年自治体法・1662年礼拝統一法・1664年秘密礼拝集合法・1665年五マイル法】◆1662年クエーカー法◇1672年信仰自由宣言◆1673年信仰審査法◇1679年人身保護法
	1685年	ジェームズ2世	◎名誉革命(1688年~)
	1689年	メアリー2世&ウィリアム3世(共同統治)	◆1689年権利の章典◆1689年寛容法
	1694年	ウィリアム3世	◆1701年王位継承法
	1702年	アン	◆1707年スコットランド合法法
ハノーバー朝	1714年	ジョージ1世	
	1727年	ジョージ2世	◆1753年に婚姻法(ハーウィック卿婚姻法)
	1760年	ジョージ3世	◎米独立戦争(~1783)◎米独立宣言(1776)◎仏革命(1789)・仏王ルイ16世処刑(1793)・ナポレオン皇帝就任(1804)◆1772年王室婚姻法◆1778年カトリック教徒救

			済法、◆1779年非国教徒救済法◆ 1791年ローマ・カトリック教徒救 済法◆1800年アイルランド合体法
	1820年	ジョージ4世	◆1829年カトリック教徒解放法、
	1830年	ウィリアム4世	◆1836年出生・死亡民事登録法、 ◆1836年婚姻法
	1837年	ビクトリア	◎アヘン戦争(1840～42) ◇1850 年カトリック聖職位階制回復令◆ 1855年礼拝所登録法◆1855年宗教 礼拝自由法◆1855年宗教裁判所法 ◆1857年検認裁判所法◆1857年婚 姻事件法◆1858年ユダヤ教徒救済 法◆1864年埋葬登録法◆1868年強 制的教会税廃止法◆1868年確約的 宣誓法◎明治維新(1868) ◎1869 年アイルランド教会脱国教会法◆ 1871年大学信仰審査法◆1873年裁 判所法◆1874年公同礼拝規制法
サククス・コウ バーク・ゴウタ 朝	1901年	エドワード7世	◎日英同盟(1902)
	1910年	ジョージ5世	◆1919年授権法◎国教会総会の開 設(1919) ◆国教会総会議(権限) 法◆1920年アイルランド統治法 ◎ウェールズ教会の脱国教会化 (1920) ◎ロシア革命(1917～) ◎ 満州事変(1931)
	1936年	エドワード8世	◇1936年退位法
ウィンザー朝	1936年	ジョージ6世	◎第2次世界大戦(1939～45) ●1947年チャーチコミッショナー [国教会]法◆1949年婚姻法
	1952年	エリザベス2世	●1963年教会裁判管轄[国教会] 法●1964年特別許可管轄[国教会] 法●1969年総会統治[国教会]法 ◎国教会総会議の開設(1970) ● 1974年国教会(礼拝・教義)[国教 会]法◆1998年に人権法●2003年 牧師懲戒[国教会]法◆2004年民 事同居法

*J.ペーカー著/小山貞夫訳『イングランド法制史概説』索引95頁所収の「イングランド国王在位表」、指昭博『図解・イギリスの歴史』(河出書房新社、2002年)152～3頁、川北稔編『イギリス史』(山川出版社、1998年)所収「イングランド・大ブリテン王国王室系図」61頁、ムアマン著/八木崇ほか訳『イギリス教会史』(聖公会出版、1991年)所収の「英国教会史年表」などを参照の上、作成。

4 イングランド国教会をめぐる宗教法の変容

【基本文献】

- John Chandos, In God's Name: Examples of Preaching in England from the Act of Supremacy to the Act of Uniformity, 1534-1662 (Hutchinson, 1971)
- Francis Gasquet, Henry VIII And The English Monasteries Part One (Kessinger Publishing Co., 2004)
- Gerald Lewis Bray, Documents of the English Reformation 1526-1701 (James Clarke, 2004)
- David Loades, Henry VIII: Church, Court and Conflict (The National Archives, 2007)
- The Suppression of the English Monasteries
http://www.tudorplace.com.ar/Documents/suppression_of_english_monasteri.htm (筆者HP最終閲覧：2008年6月1日)
- Ministry of Justice, The Governance of Britain : Green Paper (July 2007)
<http://www.justice.gov.uk/publications/governanceofbritain.htm> (筆者HP最終閲覧：2008年6月1日)

【解説】すでにふれたように、ブリテン (Britain) は、かつてローマ・カトリック教会 (Roman Catholic Church) という超国家的な枠組みに属する1国家であった。しかし、ヘンリー8世の治世に及んで、この枠組みから離脱し、独自のイングランド国教会の樹立にいたった。

その後のイギリス史は、あらゆる面にわたり、イングランド国教徒と、カトリック教徒や非国教会派プロテスタントなどキリスト教派 (Christianity) 間での熾烈なたたかひの繰り返しであった。たたかひの過程においては、それぞれの時代に即位した国王や政権を奪取した指導者が主導するかたちで、カノン (教会法典・Canon) をはじめとしたさまざまな教会法や教会に関連する議会〔制定〕法がつくられていった。

イングランド国教会の樹立以降に定められたさまざまな法は、際立つ特徴

を持っている。それは、そのときどきの政体が、特定のキリスト教派を、聖俗一致のかたちで政治支配の道具として使いこなすねらいで定められていったということである。こうした特徴は、国教徒とカトリック教徒や非国教会派プロテスタントなどが無用な対立に終止符を打ち、寛容・融和の時代に入っていくまで続くことになる。

(1) ヘンリー8世の治世～教会改革・国教会の誕生

【基本文献】

- Marjorie Blatcher, *The Court of King's Bench, 1450-1550* [University London Legal], (Continuum International Publishing Group - Athlone, 1978)
- David Loades, *Henry VIII: Court, Church and Conflict* (National Archives, 2007)

〔解説〕 ヘンリー8世の治世 (Henry VIII: 在位1509年～1547年) 下、1527年に、同国王が、ローマ教皇庁に超法規的な婚姻の無効、つまり離婚の特許を求めた。しかし、却下されたために、カンタベリー大司教に結婚の無効を宣言させた。国王は、国家の枠をこえたローマ教皇の権威を否定すべく、ローマ・カトリック教会 (Roman Catholic Church) の枠組みからの離脱という手段をとるにいたった。

イングランド議会は、1529年に召集した数次の、いわゆる「教会改革議会 (Reformation Parliaments)」で、アングリカン教会をイングランド国教会として自立させるために、カトリック教会の排除をねらいとした次のような一連の議会〔制定〕法を定めた。

【図表 I - 2】 教会改革に向けて議会在が制定した主要な法律一覧

①1532年新任聖職者上納制限法 (Act in Conditional Restraint of Annates 1532): この法律は、カトリック教会の慣習にしたがい新たに叙任された聖職者がみずからの聖職禄 (benefice) から教皇へ上納していた初年度収益を議会在が留保し、国王が条件つきで上納の継続を認めることを可能としたも

のである。

- ②1533年上訴制限法 (Act in Restraint of Appeals 1533) : この法律は、イングランド教会裁判所からローマ教皇への上訴を制限するものである。【この法律制定の直接のねらいは、ヘンリー8世が、離婚した妻キャサリンがローマ教皇に直訴する動きを封じることにあった。】
- ③1534年聖職者服従法 (Act for the Submission of the Clergy 1534) : この法律は、聖職者が国王に服従しローマ教皇には上訴しないことを宣誓させるものである。
- ④1534年新任聖職者上納禁止法 (Act in Absolute Restraint of Annates 1534) : この法律は、カトリック教会の慣習にしたがい新たに叙任された聖職者がみずからの聖職禄 (benefice) から教皇に対し初年度収益を上納するのを禁止したものである。
- ⑤1534年特別免除許可状法 (Dispensation Act 1534) : この法律は、ローマ教皇へのあらゆる納金を禁止し、カノン上の特許状や特別免除許可状は、イングランドのカンタベリー大主教がこれらを交付できることにしたものである。
- ⑥1534年国王至上法 (Act of Supremacy) : この法律は、これまでの“教皇”至高を改め“国王”至高にする【至高の首長 (Supreme Head) をローマ教皇からイングランド国王に据え換える】ために制定した「国王至上法 (Act of Supremacy 1534)」である。【国王至上法は2種類ある。ともにチューダー朝の時代に定められた。1つは、ここであげたヘンリー8世の治世下、1534年に定められた議会〔制定〕法である。そして、もう1つは、エリザベス1世の治世下、1558年に制定された議会〔制定〕法である。前者は、ヘンリー8世のイングランド国教会の至高の首長たる地位を確定させ、国王の至高性を明確にした法律である。すなわち、聖職者の地位に関する国王の裁判権を復活させ、聖職者に対するローマ教皇の権威を否定し、聖職者に対し国王の至高性を認める宣誓を行うように求める内容のものである。また、後者は、メアリー1世の治世にカトリックの復活・ローマ教皇の権威回復をするために定められたさまざまな法律を失効させ、かつ、エリザベス1世のイングランド国教会の至高の統治者たる地位を確定させることをねらいとした法律である。】
- ⑦1536年小修道院解散法 (Act for the Dissolution of the Lesser Monasteries 1536) ・ 1539年大修道院解散法 (Act for the Dissolution of the Greater Monasteries 1539) : この法律は、この国王至上法上の権限行使の一環として、ローマ・カトリック教会がイングランド全土に広大な土地 (全土の4分の1程度) とともに保有するほぼすべての修道院を解散させ、その財産を没収するために制定された。(いわゆる「弾圧法 (Suppression

Act)』とも呼ばれる)。【カトリックの修道院は、大きく2つに分けられる。大修道院 (abbey, covent)：司教の管轄の下にある修道院、司教の管轄外にある場合にはローマ教皇の直轄。小修道院 (priory)：大修道院の分院で小修道院長の責任の下にある。これらの修道院は、当時、国王よりもローマ教皇に忠誠を誓い、封建領主からの寄進や独自の事業活動で豊富な財源を有し、病人や貧困層に施しをするなどカトリック教会の牙城と化しており、新たなイングランド国教会制度の確立にあたり整理する必要があった。また、この整理により新たな財源を捻出し、当時深刻化していた王室財政の危機を乗り切るねらいもあった。その広大な所領は国王のものになり、大部分はのちに売りに出され、その土地を獲得した人たち (新興ジェントリ) は、大地主として、そのご貴族とならぶ支配階級である「ジェントルマン階級」として力を持つようになる。また、没収された財産の一部は、貧しさにあえぐ聖職者を対象に付加的給付をほどこし、生活のたて直し策を講じることをねらいに、のちのアン女王 (在位1702年~14年) が1704年に設けた「アン女王下賜基金 (Queen Ann's Bounty)」の原資となった。】

教会改革では、すべての教会裁判権が国王大権 (prerogative) に帰属するものとされた。【国王大権 (prerogative, royal prerogative, regalia [レガリア]) とは、主権者として国王が有する権限をさす。国王大権として、伝統的には、司法権、刑罰権、宣戦布告権、徴税権、貨幣製造権などがあげられる。のちに議会制度の発展とともにその召集・休会・解散、大臣の任命、その他官吏・裁判官の任命などの権限も国王大権に含まれた。今日では、国王が、形式上国王のみの行為としてなし得る権限をさす。ただ、実質的には、内閣の助言により、内閣が議会に対して責任を負っている。ちなみに、ブラウン首相は、2007年7月に、女王から首相に委譲されている国王大権の一部を放棄することを表明してきており、イングランド国教会聖職者の選任を含む、宣戦布告、議会解散、条約批准など11の分野で権限の一部又は全部を内閣に移管する方向で検討している旨を発表した。Secretary of State, The Governance of Britain (3 July 2007)

<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm71/7170/7170.pdf>
 (筆者HP最終閲覧：2008年6月1日)】

この際に、ヘンリー8世は当初、この裁判権を高等宗務官 (Commissioner) に委任した。この委任にもとづいて、のちに高等宗務裁

判所 (Courts of High Commission) が設けられることになった。

このように、ヘンリー 8 世は、ローマ・カトリック教会 (Roman Catholic Church) という超国家的な組織からたもとを分かち、国王大権をもとに新たにイングランド教会 (Church of England, Anglican Church) を立ち上げた。そして自らが教会の至高の首長 (the Supreme Head) になった。これにより、それまでローマ教皇庁へ送られていた上納金を自らの手中にすることができた。イングランドでの教会改革については、さまざまな評価があるが、超国家的・普遍的 (「カトリック」) な宗教組織・ローマ・カトリック教会の枠組みから離脱し、近代主権国家を誕生させたという面でも重い意味を持つ。

(2) エドワード 6 世の治世～国教会の確立

【基本文献】

- Charles H.E. Smyth, *Crammer & the Reformation under Edward VI* (Greenwood Press, 1970)
- D.E. Hoak, *The King's Council in the Reign of Edward VI* (Cambridge University Press, 1976)
- Jennifer Loach, G.W. Bernard & Penry Williams, *Edward VI* (Yale University Press, 1999)

〔解説〕 ヘンリー 8 世の没後、1547年にエドワード 6 世 (Edward VI : 在位 1547年～1553年) がわずか 9 歳で即位した。実質的に摂政が統治にあたった。国王は、改革派のトーマス・克蘭マー国教会大主教 (Archbishop Thomas Cranmer) が編纂した英語による祈祷書・『共同祈祷書 (The Book of Common Prayer)』(1549年) の使用を命じるために、礼拝統一法 (Act of Uniformity 1549, 1551) を制定した。【それまでの礼拝はラテン語で行われ、民には身近なものではなかった。自国語 (英語) で編纂した『共同祈祷書』は、一般会衆、平信徒 (common prayer) が読める祈祷書づくり、礼拝への平信徒の積極的参加を促したという面で、イングランドにおける重要な

教会改革の一端をになった。『共同祈祷書』には、聖書を引用しながら、祈祷、聖餐式（ミサ）に加え、洗礼式、堅信礼、結婚式、葬送式、聖職按手式など信仰生活を助ける事がらが掲載されるかたちになっている。このため、平信徒は、この祈祷書があれば、聖書の内容を、礼拝や儀式などの実際にそくして理解できる。一方、礼拝統一法（Act of Uniformity, 1549, 1551, 1558, 1662）〔正式名称は、「共同祈祷、教会の礼拝及び聖奠執行の統一法（Act for the Uniformity of Common Prayer, and Service in the Church, and Administration of the Sacraments）」〕法は、『共同祈祷書』が、①聖書を基礎としており、②原始教会のプラクティスという原点にそっており、③礼拝や聖奠の統一をねらいとしており、かつ、④民の側に立ったものであることを明らかにし、『共同祈祷書』をイングランド国教会の祈祷書として公認することをねらいに制定された。従わない者への罰則も定めた。『共同祈祷書』は、その後メアリー女王（Mary I）の治世にカトリックに復帰し一時禁書とされた時期（1553～1558年）を除けば、1662年に『イングランド国教会祈祷書（Prayer Book of the Church of England）』が採択されるまで、修正が加えられることはなかった。今日のイングランド国教会の祈祷、礼拝や聖奠など教理の基本は、トーマス・克蘭マー大主教が主導し国教会の聖職者会議が定めた1553年のアングリカン教会『宗教条項（The Articles of Religion）/通称『四二箇条（The 42 Articles）』（後の1563年に、『三九箇条（The 39 Articles）』に改訂）と、1558年にエリザベス1世（Elizabeth I）が王位につき、再びアングリカン教会に復帰したことにより制定された礼拝統一法や1558年『共同祈祷書』によって確立されたといつてよい。】

礼拝統一法の制定は、当時保守化していた教会改革を再び改革路線にのせた。エドワード6世は、病弱な国王で、治世は短かった。

（3）メアリー1世の治世～カトリックへの復帰

【基本文献】

- ・ H.F.M. Prescott, *Mary Tudor* (Macmillan, 1953)
- ・ Robert Tittler, *The Reign of Mary I* (Longman, 1983)

【解説】 エドワード6世の没後、1553年にヘンリー8世の娘のメアリー1世 (Mary I: 在位1553年～1558年) がイングランドではじめての女王となった。女王はカトリック信仰を抱いていた。ローマ・カトリック教会との和解・ローマ教皇を至高とする超国家主義的な組織・枠組み (Roman Catholic Church) への復帰、国政でのカトリック復活、ヘンリー8世以降に制定された教会改革関連議会〔制定〕法の全廃と、大きな揺り戻しがあった。国教徒をはじめとしたプロテスタントへの弾圧も過酷をきわめた。【克蘭マー国教会大主教ら300人のプロテスタントは殉職した。一方、ヨーロッパに亡命したプロテスタントはカルヴァン派の強い影響を受けて、のちに帰国し、エリザベス1世が復活させた“中道的な (Via Media、middle road) 国教会”への先鋭的な批判勢力になり、ピューリタン革命 (1642年～49年) の中核勢力になった。】

メアリー1世は病のため、即位から5年後にその短い治世を閉じた。

(4) エリザベス1世の治世～国教会の再興

【基本文献】

- ・小山貞夫「星室裁判所素描」『イングランド法の形成と近代の変容』(創文社、1983年) 所収
- ・J. Dodd, A History of Canon Law in Conjunction with Other Branches of Jurisprudence with Chapters on the Royal Supremacy and the Report of the Commission on Ecclesiastical Courts (Parker, 1884)
- ・James Fosdick Baldwin, The King's Council in England during the Middle Ages (Clarendon Press, 1913)
- ・Sarah Lawrence, Descendants of Philip Henry, Incumbent of Worthenbury in the County of Flint, Who Was Ejected Therefrom by the Act of Uniformity in 1662 (Research Pub. Co., 1972)
- ・Rhidian Jones, The Canon Law of the Roman Catholic Church and Church of England: A Handbook (T&T Clark Ltd, 2000)

- Michael G. Smith, *The Church Courts, 1680-1840: From Canon to Ecclesiastical Law* (Edwin Mellen Press, 2006)
- Samuel R. Gardiner, *Reports of Cases in the Courts of Star Chamber and High Commission* (Kessinger Pub Co., 2007)
- Richard B. Outhwaite, *Rise and Fall of the English Ecclesiastical Courts, The: 1500-1860* (Cambridge University Press, 2007)

〔解説〕 あとを継いだのが、メアリーの異母妹で、チューダー朝最後の王となるエリザベス1世 (Elizabeth I: 在位1558年～1603年) である。女王はプロテスタントの信仰を抱いていた。メアリー1世により廃止されたイングランド国教会の再興に着手した。「国王至上法 (Act of Supremacy 1558)」を再び制定した。また、改訂された『公同祈祷書』の使用と、毎聖日に教区教会での礼拝を民に義務づける「礼拝統一法 (Act of Uniformity 1558)」を制定した。これにより、メアリー1世の治世にカトリックの復活・ローマ教皇の権威回復をするために定められたさまざまな法律を失効させ、かつ、エリザベス1世のイングランド国教会における至高の統治者 (the Supreme Governor) たる地位を確定させた。

堅固なイングランド国教会体制 (establishment) の確立にともない、ローマ教皇の至高性は否定された。イングランドは再びプロテスタントの国家となった。1570年に、ローマ教皇は、エリザベス1世を破門 (excommunication) した。

エリザベス1世の治世は、国王至上法と礼拝統一法との2つの議会〔制定〕法を核とした国教会体制に支えられた絶対王政 (チューダー朝エリザベス絶対王政) を敷いた時代といえる。エリザベスの国教会とは、神学的には、保守的なローマ・カトリシズムと急進的なカルヴァン主義との“中道 (*Via Media*, middle road)”をめざすものであった。つまり、エリザベス女王の真のねらいは、ローマ・カトリック教会の組織・枠組みから離脱し、独立した強固な主権国家づくりにあった。そのために、もっぱら“統治”という世俗の視点から、ローマ・カトリック教会の主教制 (聖職位階制:

hierarchical order) と、カトリックと反目するプロテスタントの組織力を活用することにあった。“信仰”は個人の問題であり二の次、国教会をカルヴァン主義者が牛耳っていようと、国教会体制の枠内にとどまっている限り干渉しなかった。

エリザベス絶対王政において重要な役割を演じたのは、1つは、中世以降に国家の最高機関となった「国王評議会 (King's Council)」である。【国王評議会 (King's Council) は、フランス王臣下にして初代イングランド国王として戴冠し、ノルマン朝 (1066年~1154年) を開いた征服王・ウィリアム1世 (William I: 在位1066年~1087年) が設けた「クーリア・レーギス (cria regis=King's court: 国王の宮廷・王会)」にその端を発する。封建時代に、国王はみずから持つ王権のもと、統治の3機能 (立法・行政・司法) を分化させないかたちで執り行っていた。クーリア・レーギスは、国王の家臣は、国王の宮廷に出向き、国王に助言し補佐する義務を負っていたが、この義務を基礎に国王がその直臣を招集した会議体をさす。全直臣を召集する大評議会 (Great Council) → 議会 (parliament)、一方、小評議会 (small council) → 国王評議会 (King's Council)、枢密院 (Privy Council)、へとそれぞれ発展を遂げていった。ちなみに、国王評議会を核としたイギリスの国王による集中統治の仕組みが、権力分立の方向へ大きく舵を切る契機となったのは、ひとりの悪しき国王ジョン (John, Lockland: 在位1199年~1216年) の即位、専制、失政にあった。貴族と民が固く結びつきジョン国王にせまり、1215年に「マグナ・カルタ (大憲章)」を発布させ、このことが国王評議会から立法や司法を分化させていく契機となった。ジョンのあと即位したヘンリー3世 (Henry III: 在位1216年~72年) の治世の1254年以降に、その当時の反政府勢力のリーダー、シモン・ド・モンフォール (Simon de Montfort) が各界 (聖職貴族・俗人貴族+騎士・庶民) に呼びかけて召集された合議体において、国王に国政を協議する諮問議会を認めさせることで、はじめておぼろげながら“立法府”のかたちが見えてくる。より近代的なイギリス議会のかたちが定まるまでには、エドワード1世 (在位1272年~1307年) の治世の1295年に召集した「模範議会

(Model Parliament)」まで待たなければならなかった。模範議会では、聖職貴族、俗人貴族に加え、各カウンティの騎士や民の代表が幅広く召集され、イギリスの近代的な代議制、立法府のさきがけとなった。この当時、議会を召集するかいなかは国王の自由であったが、国王がこうした議会を招集したのは、当時の敵、ウェールズ、フランス、スコットランドとの戦いを有利にすすめるために、挙国一致の合議体をつくりだす必要があったためである。このように、エドワード1世の真のねらいは、戦費の捻出であったが、議会はいかなる法律の制定もゆるさなかった。議会が上院（貴族院）と下院（庶民院）に分化し今日の2院制のかたちができあがるのは14世紀後半に入ってからであった。】

そして、もう1つは、エリザベス絶対王政において重要な役割を演じたのは「星室裁判所 (Court of Star Chamber)」であった。【星室国王評議会＝星の間が国王評議会 (King's Council in the Star Chamber) の開催場所であったことに由来する。星室国王評議会では、法をつくり、国政全般を執り行い、また公私を問わず法的紛争の処理も行っていた。ウイリアム征服王がすすめたイングランド国内に共通 (コモン・common) な法 (ロー・law) 制度や司法制度ができ上がったのは、ヘンリー2世 (Henry II : 在位1154年～1189年) の治世にいたってのことである。ただ、コモンローおよびコモンロー裁判所では十分な対応ができない事件や国家の安寧に関する事件があった。こうした事件については、コモンロー手続を用いなくて、国王大権で処理した。これが、星室裁判所 (Court of Star Chamber) の起源である。星室裁判所は、1487年の星室法 (Act pro Camera Stellata, Star Chamber Act 1487) により創設され、正式に権限が付与された。しかし、のちに主教制イングランド国教会に反対するピューリタンの粛清に猛威をふるったため、第一次内乱期 (1638年～60年) にあったチャールズ1世の治世の1641年に議会〔制定〕法で廃止された。歴史的にみると、星室裁判所は、とりわけヘンリー8世の治世に最盛期を迎えた。ローマ法を典拠とした星室裁判所の手続は、コモンロー裁判所の令状 (writ) によるのとは異なった。つまり、コモンロー上の救済を求める者は、訴訟原因に相当する国王発行の

令状を選択しなければならなかったが、どの令状にも当てはまらない場合があった。これに対して、星室裁判所は、コモンローでは救済が得られない事件を救済することで後に発達していった大法官裁判所 (equity court) と同じく、陪審がなくかつ訴状 (bill) によった。また、星室裁判所は、争点主義を基本とした裁判であった。ちなみに、大法官裁判所は、召喚状を使い被告や証人を召喚し、宣誓のうえ、争点以外の問題に関しても審問するという、いわば国王評議会の国政調査目的委員会のような機能を持った。】

一方、イングランド国教会にも教会裁判所 (高等宗務裁判所: Courts of High Commission) が設けられた。【高等宗務裁判所は、教会改革によりすべての教会裁判権が国王に帰属するものとされた際に、国王が国王大権をもとに裁判権を高等宗務官 (commissioner) にその権限を委任したことに起源を有する。その後、1500年代後半に、高等宗務官は国教会の“教会裁判所”として制度化された。ちなみに、第一次内乱・共和制移行 (British 1st Civil War, Republic Commonwealth: 1638年~60年) 期のチャールズ1世 (Charles I: 在位1625年~49年) の治世、1641年に、高等宗務裁判所は、ピューリタンなどの肅清に加担したことなどがやり玉にあげられ、議会〔制定〕法により廃止された。】

この高等宗務裁判所では、1558年国王至上法 (Act of Supremacy 1558) や1558年礼拝統一法 (Act of Uniformity 1558) に服さないカトリックや急進的なピューリタンの、カノン (教会法典) 上の罪を問う際の審問、肅清にあたった。

これら高等宗務裁判所と星室裁判所という聖俗2つの国王大権裁判所が、非国教会派プロテスタントをはじめとした国王反対派の肅清・放逐の役割を担い、エリザベスおよびそれ以降の絶対王政体制の維持に大きく貢献した。【中世の司法では、刑事裁判と民事裁判との区別が明確ではなかった。刑事裁判の場合は、国王・女王 (R.= [Rex/Regina] ないし王位 (Crown) が原告になることが、民事裁判との違いであった。現在でも、R. v Hopkins (1998) といった事件のように、「R.」の表記があれば、おおむね刑事事件その他国王が原告となる一定の公法関係事件であると判別できるの

は、こうした中世の伝統に由来する。中世の司法では、刑事事件は、国王大権裁判所において、ローマ法やカノン（教会法典）などを典拠に、裁判官は、国王の官吏・代理人として、糾問主義の考え方にたつて、刑事裁判を開始し、審理し、判決をくだした。言い換えると、国王大権裁判所は、民事的な紛争解決の先例を積み重ね、それを典拠に裁判を司るコモンロー裁判所とは大きく異なる仕組みにあった。国王大権裁判所における糾問主義の刑事訴訟システムでは、検察官の機能と裁判官の機能がまったく分化されておらず一体化していたわけである。こうした大権裁判所の裁判官は国王の官吏であることから、国王からの恩赦赦免嘆願状その他恣意的な横槍には弱く、公正な裁判、政治的中立を期待することはきわめて難しい状況にあった。国王大権裁判所は、とりわけ非国教徒に対する粛清に利用されたことなどから、ピューリタン革命時の1641年に廃止された。にもかかわらず、司法の独立 (judicial independence) の確立をみるには、名誉革命期、1701年王位継承法 (Act of Succession 1701) の成立まで待たなければならなかった。また、イギリス刑事司法においては、久しく「私人訴追主義 (appeal, appeal of felony)」をとってきており、その伝統は今日まで脈々と続いている。後に国王がはじめる起訴手続 (indictment) の導入がはかられたものの、地方分権化されたままで捜査機関である「警察」が訴追機関を兼務する常態に置いただけであった。1985年犯罪訴追法 (Prosecutions Offences Act 1985) の制定を契機に、国家レベルの検察庁 (CPS=Crown Prosecution Service) が創設されたものの、検察官 (public prosecutor) 起訴は一般的ではない。いまだ刑事訴追全体の3分の2は各地の警察が行っている。わが国のような検察官起訴専権主義のもとにあるのとはかなりかけ離れた法水準にあるといえる。】

(5) 絶対王政から内乱の時代へ

【基本文献】

- ・ 田中英夫訳「権利請願」〔高木・末延・宮沢編訳〕『人権宣言集』（岩波文庫、1957年）所収

- ・「権利の請願」(Petition of Rights, 1628)の原文は、
<http://www.britannia.com/history/docs/petition.html> 参照 (筆者HP最終閲覧：2008年6月1日)
- ・Elliot Rose, *Cases of Conscience: Alternatives Open to Recusants and Puritans under Elizabeth I and James I* (Cambridge University Press, 1975)
- ・R.M. Smuts, *Court Culture and the Origins of a Royalist Tradition in Early Stuart England* (University of Pennsylvania Press, 1987)
- ・K Sharpe, *The Personal Rule of Charles I* (Yale University Press, 1992)
- ・B. Quinter, *Charles I 1625-40* (Longmont, 1993)
- ・K. Fincham, *The Early Stuart Church 1603-1642* (MacMillan, 1993)

【解説】 エリザベス1世は生涯独身であった。このため、女王が亡くなると、1603年に、スコットランド王であるジェームズ6世が、イングランド国王ジェームズ1世 (James I: 在位1603年～25年) として即位した。スチュアート朝のはじまりである。

ジェームズが即位した後に、国王とイングランド議会の対立が激化した。対立の原因は、ジェームズが絶対王政の理論的支柱となる王権神授説を主張し、かつ、国王の大権裁判所〔高等宗務裁判所や星室裁判所〕のバックボーンとなっているローマ法を正当化したためである。これに対して、議会側は、コモンローが国王にも議会にも優越するとし、王権神授説を攻撃した。【王権神授説は、王権は神から賦与される絶対的なものであるとし、したがって神以外には責任を負わないとする政治理論である。この理論のもつ意味は、主権国家の王権は、ローマ教皇という仲介者の手を経ずに直接神の手から賦与されるというところにある。】

また、宗教的な問題も対立の原因となった。ジェームズ国王は神学的にはカルヴァン派であるにもかかわらず、ピューリタンが求めたイングランド国教会の主教制度廃止に応じなかったからである。ジェームズ国王は、対立を避けるためにできるだけ議会を開かないように努めた。

1625年のジェームズ国王の死とともに、息子のチャールズ1世（Charles I：在位1625年～49年）が即位した。チャールズ1世もまた、王権神授説を唱え、議会と対立を深めた。1628年、議会は、国王に対して民の権利や自由を「権利の請願（Petition of Rights）」（1628年）のかたちで求めた。【権利の請願は、課税には議会の承認を得ること、不当逮捕・投獄を止めることなど、国王の大権を抑制し、民の自由と権利の保障を求めるのが主な内容である。】この「権利の請願」は、その当時最も著名な法学者であったエドワード・クック（Edward Coke）の起草による。【エドワード・クック（1552年～1634年）は、国王の法律顧問（Attorney General）や議会庶民院議長（Speaker of the House of Commons）、庶民間訴訟裁判所主席裁判官（Chief Justice of the Court of Common Pleas）、王座裁判所主席裁判官（Chief Justice of the King's Bench）などを務めた。】

チャールズ1世は、しぶしぶ請願受諾の署名に応じた。しかし、一方で、翌年、議会を解散し、指導者を投獄し、以降11年間議会を召集せずに、統治した。これを支えたのが、ストラフォード伯（Earl of Strafford）とイングランド国教会ロード大主教（Archbishop William Laud）であった。また、チャールズ1世は、父ジェームズと同様に、スコットランド国王も兼ねていた。スコットランド教会は長老主義・長老制の教会制度を久しく維持していた。【長老〔主義〕教会（Presbyterian Church）とは、カルヴァン主義の神学をベースとし、牧師と平信徒の代表である長老が合議により自律的に教会運営を行う。スコットランドでは、各教区内のキルクセッションから全国集会である教会総会にいたるまで4段階の合議機関からなる。世界的にも長老〔主義〕教会のモデルとなっている。】

それにもかかわらず、スコットランドにも、イングランド国教会と同じ主教主義・位階制の教会制度の導入をはかった。これが、チャールズ1世のつまづきとなる。スコットランドの反発は予想以上に強く、内戦勃発にいたる（いわゆる「主教戦争」〔The Bishops Wars：1639年～40年〕）。こうして、イギリス史における第一次内乱・共和制移行（British 1st Civil War, Republic Commonwealth：1638年～60年）期がはじまった。

チャールズ1世とスコットランドとの間で勃発した第一次主教戦争は、1639年に国王側が敗れた。反乱鎮圧に国王軍を差し向ける戦費調達のために1640年に、11年ぶりにイングランド議会を召集せざるを得なくなった。議会議院〔下院〕は反天主教主義者・カルヴァン主義者のピューリタンが支配していた。開催された議会は国王批判一辺倒となり、チャールズ1世は3週間で議会を解散してしまった（いわゆる「短期議会（Short Parliament）」）。しかし、翌41年の第二次主教戦争も国王側の敗北に終わった。スコットランドに対する賠償金の財源調達のために再び議会を開かざるをえなくなった。皮肉にもこの議会は、その後、曲折を経ながらピューリタン革命をへて、王政復古まで継続することになる（いわゆる「長期議会（Long Parliament）」）。

この長期議会は、矢継ぎ早に改革のための法を定めていった。1641年には、エリザベス1世の治世から続いた国王大権裁判所（高等宗務裁判所や星室裁判所）などを廃止した。久しくその時々の政体の手先となり反体制派の政治的な弾圧に加担し、厳しい批判にさらされていたためである。また、専制体制の理論的支柱であるストラフォード伯は1642年に、そしてイングランド国教会ロード大主教は1645年に、それぞれ処刑された。

（6）ピューリタン革命の時代～共和制・護国卿制

【基本文献】

- ・小池正行『変革期における法思想と人間』（木鐸社、1974年）
- ・田中英夫『英米法総論〔上〕』（東大出版会、1980年）第2章第3節
- ・澁谷浩『オリヴァー・クロムウェル：神の道具として生きる』（聖学院大学出版会、1996年）
- ・青木道彦「クロムウェルの教会構想」、山田園子「クロムウェル教会体制への批判」〔田村秀夫編〕『クロムウェルとイギリス革命』（聖学院大学出版会、1999年）
- ・C.H. Firth, *Oliver Cromwell and the Rule of the Puritans in England* (Oxford University Press, 1953)

- A.A. Hillary, *Oliver Cromwell and the Challenge to the Monarchy* (Pergamon Press, 1969)
- Antonia Fraser, *Cromwell, The Lord Protector* (Knopf, 1973)
- Roy Sherwood, *The Court of Oliver Cromwell* (Willingham, 1989)
- Ronald Hutton, *The British Republic, 1649~1660* (St. Martin's Press, 1990)
- Barry Coward, *The Cromwellian Protectorate* (Manchester University Press, 2002)
- R. Brizier, "A British Republic," 61 *Cambridge Law Journal* 351-385 (2002)
- 統治章典 (Instrument of Government 1653) の原文は、
<http://www.constitution.org/eng/conpur097.htm> 参照 (筆者HP最終閲覧：2008年6月1日)
- Oliver Cromwell Association <http://www.olivercromwell.org/> (筆者HP最終閲覧：2008年6月1日)

【解説】 チャールズ1世は1640年に11年ぶりに議会を招集した。ところが、たちまち国王と議会が対立した。1641年にオリバー・クロムウェル (Oliver Cromwell) らが提案した「大抗議文 (Grand Remonstrance)」は、204箇条にわたり国王の失政の糾弾や国王大権の徹底的な規制などを列挙したものである。僅差で議会下院を通過した。翌42年1月、国王は急進派議員を逮捕しようとしたが、失敗した。6月に、議会が提出した「十九箇条提案」は、事実上の議会主権の要求であった。しかし、チャールズ1世は、これを拒否したため、内乱が勃発した。戦況は、はじめ国王軍側が優勢であった。しかし、頭角を現していたクロムウェルは、国王との妥協派の排除やスコットランドと結ぶなどして劣勢の議会軍を建て直しに成功した。そして、1644年7月に、戦いに勝利した。1646年6月にチャールズ1世が立てこもっていたオックスフォード大学の陥落を契機に、内乱は事実上終結にいたった。このときには、議会は、クロムウェル率いる軍により国王との妥協を支持する穏

健派は排除され、53人の独立派議員だけになってしまっていた(いわゆる「残部議会 (Rump Parliament)」。残部議会により、チャールズ1世を裁判にかけられ、死刑宣告を受け、1649年1月に処刑される。ここにピューリタン革命が成就にいたる。【イギリスの「内乱 (civil war)」は、ピューリタン革命 (1640年～60年) と、のちの名誉革命 (1688年～89年) の2つがあり、双方をあわせて「イギリス市民革命」と呼ばれる。】

その後、イングランドは、約10年間、国王のいない共和制の時代に入る。

残部議会は、1649年3月、王制、貴族院〔上院〕、イングランド国教会を廃止した。また、ピューリタニズムにもとづく厳格な統治、普通選挙を唱えるなどしていた水平派 (レヴェラーズ) などを肅清した。そして、同年5月、1院制の議会を核とする共和国 (Republican Commonwealth) 樹立が宣言された。

あらたに樹立された共和制政府は、その後、アイルランドの植民地化、チャールズ1世の処刑後チャールズ2世として国王即位宣言を行った息子を擁していたスコットランドへの侵攻 (1650年) など、その独裁色を強めていった。

こうして、共和国政府は、アイルランドとスコットランドをイングランド支配下に編入した。イングランドの議会の議席も、アイルランドとスコットランドにも割り当てられた。

1653年4月、クロムウェルは、残部議会を武力で解散した。その上で、選挙によらない指名議会 (Nominated Parliament) を召集した。同年12月には、この議会も解散し、議会権限をクロムウェルに委譲し、42箇条の「統治章典 (Instrument of Government 1653)」という名の憲法 (統治組織憲章) を発布した。この憲章を典拠に、イギリス共和国 (British Republic, Commonwealths of England, Scotland, and Ireland, and the dominions thereunto belonging) の護国卿 (the Lord Protector) という称号の国家首長に就任した。【護国卿とは、プロテクター制 (1653年～1660年) の治世におけるオリバー・クロムウェルとその息子リチャード (Richard) が使った国家の首長 (head of state) の称号。】

また、クロムウェルは、1655年の国王派の反乱を契機に、軍事独裁者になったが、1658年9月に落馬事故でその生涯を閉じた。

【図表 I - 3】 統治章典の内容の一部紹介

① イングランド、スコットランドおよびアイルランド共和国ならびにその所領地に関する至上の立法権は、護国卿および議会に招集された人民に属する（1条）。
② 13人から21人以下の構成員からなる評議会（Council）が、護国卿を補佐するものとする（2条）。
③ 諸国との戦争や講和、参戦等は、護国卿が、評議会の多数の同意を得て、決定、指揮するものとする（4条、5条）
④ 護国卿は、立法に対する拒否権をもつ。法律は、この統治章典に反することはできない（24条）。
⑤ 原則として、議会の全員一致の同意がなければ、法律の改正、廃止、修正、新法の制定、租税その他の負担金の賦課をすることはできないものとする（6条）。
⑥ 議会は、1院で、3年ごとに召集され（7条）、召集の日から5ヵ月間は解散されないものとする（8条）。
⑦ 1942年1月1日以降、議会に対する戦闘に関与した者は、選挙権及び被選挙権を有しない（14条）。
⑧ アイルランドでの反乱に関与した者及びローマ・カトリック教徒は、選挙権及び被選挙権を有しない（15条）。
⑨ 200ポンド以上の資産を所有する者は、一部例外を除き、被選挙権を有するものとする（18条）。被選挙権者は、清廉で、会話力があり、神に畏敬の念をもち、かつ21歳以上の者でなければならない（17条）

（7） 王制復古

【基本文献】

- ・ 1672年信仰自由宣言（Declaration of Indulgence）の邦訳の一例としては、友清理士訳：<http://www.h4.dion.ne.jp/~room4me/docs/indulg72.htm>参照（筆者HP最終閲覧：2008年6月1日）

- Herbert S. Skeats, *The Test and Corporation Acts: An Historical Memorial* (Society for the Liberation of Religion from State-Patronage and Control, 1878)
- Thomas W. Davis, *Committees for Repeal of the Test and Corporation Acts: Minutes 1786-90 and 1827-8* (London Record Society, 1978)
- Antonia Fraser, *Royal Charles: Charles II and the Restoration* (Knopf, 1979)
- Paul Seaward, *The Cavalier Parliament and the Reconstruction of the Old Regime, 1661-1667* (Cambridge University Press, 1989)
- F.H. Hansford-Miller, *Declaration of Indulgence* (ABCADO Pub., 1995)
- Hansford-Miller & Jeremy Dlack, “The Declaration of Indulgence,” 40 *Journal of Ecclesiastical History* 572 (1997)

〔解説〕 後継の護国卿となったクロムウェルの息子リチャードは、難局を乗り切れず1660年に退いた。その後、1660年2月、残部議会に長老派議員が復帰し、長期議会は再び息を吹き返した。この議会在解散し、同年4月に暫定議会在召集され、王制復古 (restoration) の受諾、イングランド国教会、貴族院〔上院〕の復活を決めた。しかし、国王大権裁判所の復活はならなかった。

同年5月、クロムウェルのスコットランド侵攻以降フランスの亡命していたチャールズ2世 (Charles II: 在位1660年~85年) が帰国し、王位 (イングランド、スコットランド、アイルランド) に就いた。また、復活した国教会では革命中に廃止された主教制度が再び息を吹き返した。翌61年5月には、国教会内の2院制の聖職者会議 (Convocations) も再開された。

暫定議会在1660年末に解散した。翌61年に開かれた議会在では、復古調の主教主義の国教会の復興を唱える議員〔騎士派(Cavalier)] が多数を占めた (いわゆる「騎士議会在 (Cavalier Parliament)」。69年までつづいた騎士議会在で定められたのが、4つの法律からなる「クラレンドン法典 (Clarendon Code1661~1665)」である。この法典は、国教会制度の再興と非国教徒の活

動を規制することをねらいとしたものである。【この法典は、チャールズ2世の治世に大法官となったクラレンドン卿 (1st Earl of Clarendon) ～エドワード・ハイド (Edward Hydo) ～の名に由来する。】

【図表 I - 4】 クラレンドン法典に盛り込まれた4法の概要

<p>①1661年自治体法 (Corporation Act 1661) : この法律は、すべての自治体の公職者に国教会に帰依することを求めるものである。ねらいは、非国教徒を公職から追放することにある。この法律は1828年に廃止されるまで継続した。</p>
<p>②1662年礼拝統一法 (Act of Uniformity 1662) : この法律は、礼拝をはじめとした聖務において1662年改訂の国教会共同祈祷書の使用を義務づけるものである。この法律が「踏み絵」となり、司牧ができなくなり、2000人を超える聖職者が追放された。</p>
<p>③1664年秘密礼拝集会法 (Conventicle Act 1664) : この法律は、家族の場合を除き、5人をこえる者が非公式な礼拝を持つことを禁じるものである。ねらいは、非国教徒が集会を持つことを規制することにある。</p>
<p>④1665年五マイル法 (Five-Mile Act 1665) : この法律は、非国教徒の牧師が、国教会と国王に無抵抗の宣誓をしない限り、以前の司牧場所もしくは教区または自治体の5マイル以内に立ち入ることを禁じるものである。この法律が廃止されたのは1812年のことであった。</p>

クラレンドン法典は、非国教徒の徹底的な排除をねらいとした法律である。しかし、こうした議会の動きとはうらはらに、チャールズ2世は、隠れカトリックともいわれるほどカトリックに同情的であった。1662年に、チャールズ2世は、「信仰寛容宣言 (Declaration of Indulgence)」を発しようとしたが、厳格な主教制に固執する騎士議会にはばまれた。【信仰寛容宣言は、国王が自らの持つ大権 (prerogative) で、カトリック教徒および非国教徒に対し刑罰を科す法律の効力の停止を求めるものである。】

その後、1672年に、チャールズ2世は、再度、「信仰寛容宣言」をした。しかし、議会の反対が強く、翌73年にまたしても撤回させられた。逆に、騎士議会は、カソリック迫害法である「1673年信仰審査法 (Test Act 1673)」を制

定した。【1673年信仰審査法は、国王への忠誠と至高についての宣誓、イングランド国教会聖餐（ミサ）を受け容れる旨の宣誓、カトリック教徒の「実体変化・化体（transubstantiation）《ミサ（聖餐式）のパンとぶどう酒が神父の祈りによってキリストの血と肉に変化するというカトリックに教義。つまり、祭壇の上にあるのは、イエスの実体、すなわち血と肉、に変化したパンとぶどう酒であるという神学的な考えが前提になっている。》」を否定する旨の宣誓を公職保持者に義務づけることにより、カトリック教徒を公職から追放するための法律である。この法律は1829年に廃止されるまで続した。】

この信仰審査法により、2人の大臣や海軍総督職に就いていた王弟ジェームズがカトリック教徒であることが判明、追放された。カトリック教徒であるジェームズを王位継承者から排除するかどうかで、議会と世論が割れた。この両派が、のちにホイッグ（排除賛成派）とトーリー（反対派）の2大政治勢力の形成につながっていく。【ホイッグは、宗教的には低教会派《ロー・チャーチ派～聖職や礼拝儀式などの権威には低く評価するプロテスタント系の1派。17世紀には「広教会（ブロード・チャーチ）主義者」とも呼ばれた1派》で、議会主権の原則に立ち、カトリックを除く、非国教徒プロテスタントに対する寛容を説く党派である。一方、トーリーは、国王大権護持と排他的なアングリカニズムに根ざした古い騎士派の原則に立ち、宗教的には高教会派《ハイ・チャーチ派～国教会の主教制・礼拝儀式などの権威に高く評価するカトリック系の1派》で、王権神授説と表裏をなす教理を信奉する党派である。】

1680年と翌81年に、議会に「排除法案（Exclusion Bill）」が出されるが、チャールズ2世が議会を解散して対抗したため、成立にはいたらなかった。

1685年にチャールズ2世は死去し、王弟ジェームズ2世（James II：在位1685年～1689年）が即位した。カトリック教徒であるジェームズ2世は、プロテスタント国家イングランドのカトリック化政策を公然とりはじめる。信仰審査法適用免除による公職へのカトリック教徒の任命、1641年に長期議会で廃止された高等宗務官裁判所（Court of High Commission）の復活にも匹敵する教会委員会の設置が最たる例のひとつであった。さらに、1687

年、翌88年に「信仰寛容宣言 (Declarations of Indulgence)」を出し、全臣民のカトリックへの改宗と非国教徒の寛容を、聖職者に国教会説教壇で2日曜の礼拝時にわたり読み上げるように命じた。しかし、カンタベリー大主教をはじめとした国教会上層部（7主教）は、この命令に激しく反発したため、ジェームズは彼ら8人を逮捕してしまった。

(8) 名誉革命

【基本文献】

- ・ 田中英夫訳「権利章典」〔高木・末延・宮沢編訳〕『人権宣言集』（岩波文庫、1957年）所収
- ・ Eveline Cruickshanks, *The Glorious Revolution* (St. Martin's Press, 2007)

〔解説〕 この騒ぎのなか、ジェームズ2世に男子がうまれた。ジェームズは、その子にカトリック式の洗礼を受けさせた。このため、当時、現王のジェームズ2世はカトリック教徒であっても一代かぎりであり、後継の王位はプロテスタントの長女メアリーになるであろうという期待は危うくなった。そこで、議会内のジェームズ排除賛成派と反対派が手を結び、メアリーの夫でオランダ総督オラニエ公ウィリアム (William of Orange) に対し援軍を求めた。この要請に応じ、1688年11月、ウィリアムは軍を率いてイングランドに上陸した。こうした事態を受けて、ジェームズの次女アンも含め、貴族の多くもジェームズを見限った。孤立無援となったジェームズは国外に亡命した。

(a) 権利の宣言、権利の章典

【基本文献】

- ・ Lois. G. Schworer, *The Declaration of Rights, 1689* (Johns Hopkins University Press, 1981)

〔解説〕 翌1689年1月に成立した暫定議会 (Convention Parliament) は、

国王の空位を宣言した。そして、同年2月に正式議会となり、ジェームズ2世の悪政を批判し民の権利と自由をうたった「権利の宣言 (Declaration of Rights)」(1689年)を出した。この宣言の受容れを条件に、メアリー2世 (Mary II) とウィリアム3世 (William III) とが、共同統治者のかたちで即位した。その後、「権利の宣言」は、「権利の章典 (Bill of Rights)」(1689年)として法文化された。

権利の章典は、「民の権利と自由を宣言し、かつ、王位継承を決める法律 (Act Declaring the Rights and Liberties of the Subject and Settling the Succession of the Crown)」として発布された。このことからわかるように、民の権利や自由を保障するために国王大権を規制し議会の権限を拡大することと、カトリック教徒の王位継承者を排除することなどがねらいであった。

(b) 名誉革命の評価

【基本文献】

- House of Commons Information Office, *The Glorious Revolution: Factsheet G4* (rev. ed., January, 2004)
- Seven C.A. Pincus, *England's Glorious Revolution, 1688-1689: A Brief History with Documents* (Palgrave Macmillan, 2006)

〔解説〕 このように、王権神授説により正統な国王となったジェームズ2世を退位させ、議会の力でみずからが望む国王を選んだことは、まさしく革命であった。しかも、この革命は、政治的、宗教的な対立をかさねてきたホイッグ、トーリー両党も妥協と良識で勝ち取った無血革命であった。このため、こうした政治体制の移行を誇りとした人たちによって、「名誉革命 (Glorious Revolution : 1688年～9年)」と呼ばれた。もっとも、無血革命だったのはイングランドだけである。スコットランドやアイルランドでは、流血の内乱であった。

いずれにしろ、イングランドで名誉革命が実現した背景には、大権を振り

かざす絶対君主・国王を排除し勝ち取った議会民主制・共和制が、しだいに独裁・専制に傾き、しまいには自由の抑圧に走ったことで燃えつきってしまったことへの大きな失望があった。したがって、名誉革命は、歴史的な主教制の国教会を軸とした王制を復活させ、国王を政体のなかに取り込み、イングランド議会を、2院制というよりも、“君主制+民主制”をミックスさせ、①国王、②上院〔貴族院〕、③下院〔庶民院〕の3者でけん制しあう仕組み(立憲君主制・constitutional monarchy)につくりかえることで着地点をめぎそう、そのために国王に一定の国家統合の役割を期待しようという、この時代が求めた思潮に裏打ちされて実現できたとみてよい。

一方で、王権神授説を全面的に否定した名誉革命は、それまでの国王と国教会との緊密な相互依存関係の見直し、言い換えると、国教会のあり方を根本から問うことにもつながった。理性の時代がはじまり、理性的な判断や個人の信仰の自由の尊重を重んじるべきであるとした考え方など、キリスト教(Christianity)を機軸としたさまざまな思想がうまれた。17世紀のこうした流れのなかにあって、イングランド国教会は、新たな信仰上の拠りどころ(アイデンティティ)を求めて混乱のなかをさまよっていくことになる。

ちなみに、イングランドの名誉革命は、覇者であるイングランドを機軸とするその後のイギリス統治システムにおける「議会主権(parliamentary sovereignty)」の確立にとり大きな推進力になったとされる。議会主権とは、具体的には、立憲君主制の下、至高の統治者(the Supreme Governor)である国王(女王)のイギリス議会は、いかなる事項についても議会〔制定〕法(acts of Parliament, Parliamentary statutes)で定めることができるとする法原則である。この法原則の下、議会は、国王制度の廃止はもとより、聖俗一致ないし聖俗分離の推進等々、いかなる議会〔制定〕法をも制定できる立場が確立された。また、議会は、司法よりも優位にたつ(parliamentary supremacy)ことになる。【今日、イギリス議会は、1973年のイギリスのEC(現EU)加盟にあたり国内法として1972年欧州共同体法(European Communities Act 1972)を制定した。これにより、EC法が国内法に優先する仕組みが動き出し、イギリスにおける議会主権の法原理に変

容をもたらさざるを得ない実情にある。また、1950年ヨーロッパ人権規約 (ECHR=European Convention on Human Rights) の批准や国内法である1998年人権法 (Human Rights Act 1998) の制定を契機に、人権法を抛りどころにした自らの信仰の自由 (宗教上の人権・religious human rights) とぶつかるさまざまな法的・経済的な規制、部分社会規制などとの融和 (accommodation) を、世俗司法 (裁判所) に求める動きが活発化している。必要に応じて、議会は法改正等で対処することを余儀なくされ、伝統的な議会主権の法原理は実質的に大きく変容する方向にある。】

(c) 1689年寛容法と信仰の自由

【基本文献】

- ・青柳かおり 『イングランド国教会～包括と寛容の時代』 (彩流社、2008年)
- ・J.W.C. Wand, *The High Church Schism; Four Lectures on the Nonjurors* (Faith Press, 1951)
- ・Johannes van den Berg *The Idea of Tolerance and the Act of Toleration* (Dr. Williams's Trust, 1989)
- ・Richard Sharp, *Our Church; Nonjurors, High Churchmen and the Church of England* (Royal Stuart Society, 2000)
- ・John Coffey, *Persecution and Toleration in Protestant England 1558-1689*; Pearson Education Studies in Modern History (Longman, 2000)

【解説】 また、メアリーとウイリアムは、「1689年寛容法 (Toleration Act 1689)」を定め、民の信仰の自由を大幅に緩和する方向に大きく舵を切った。寛容法は、宗教面での名誉革命の遂行をねらいとしたものとの見方もある。

この法律の制定により、エリザベス1世の治世以降実施されていた教会戒規規定は、非国教会派プロテスタントには、適用除外とされることになった。ただし、カトリック教徒 (Catholics) やユニテリアン派 (Unitarians : 三位一体を排するキリスト教の一派) 信徒は除かれた。【三位一体論とは、父

(神)・子(キリスト)・聖霊(Holy Spirit)とが、唯一の神の3つの異なるあり方(ペルソナ・位格)であり、その本質においては同一とする理論である。創造主としての「父」なる神は、有限な世界を超越している。そこで、神が限りある人となってあらわれたのが「子」たるキリストである。しかし、神はキリストの存在を超えて「聖霊」であるとされ、一神教であるキリスト教の神の唯一性と同時に神学的必要性にかなう考え方である。】

一方で、ウィリアムとメアリーは、主教制を軸とした国教会制度を従来どおり堅持する政策をとり、また、1673年信仰審査法、1661年自治体法、1665年5マイル法などの適用もこれまでどおりとした。まさに、教会政策的には、イングランド国教会の絶対的な存在を前提に、その他の教派については、あくまでも、寛容の精神に基づいてできる限り包容していこうとするものであった。

寛容法が制定された翌1690年2月には、非国教徒に対する寛容政策に反対する国教会内トーリー高教会派(High Church Anglican Tories)のウィリアム・サンクロフトカンタベリー大主教(William Sancroft, archbishop of Canterbury)をはじめとする8主教と400人あまりの司祭らは、神授権をもたないメアリー2世とウィリアム3世に対する「臣従の宣誓(to swear allegiance to William and Mary)」を拒否した。そのかどで、臣従拒否者(いわゆる「ノンジュアラー(nonjurors)」)として国教会聖職を解かれた。かわって、非国教徒プロテスタント包容政策を提唱する国教会内ホイッグ低教会派(Low Church Anglican Whigs)が主要な職位を占めた。

(d) スコットランドと名誉革命

【基本文献】

- Tim Harris, “The People, the Law, and the Constitution in Scotland and England: A Comparative Approach to the Glorious Revolution,” 38 *Journal of British Studies* 28 (1999)

【解説】 また、スコットランドから突きつけられたスコットランドの民の権

利の保障やスコットランド教会における主教制の廃止(つまり長老制の承認)などを受け容れることで、1689年に、スコットランド議会は、フランス亡命中のジェームズ2世の退位と、メアリー2世とウィリアム3世のスコットランド国王としての即位を受け容れた。

1560年以降、スコットランドの宗教史は、長老制と主教制が交差するかたちで形成されてきた。しかし、名誉革命期に及んで長老制をとることが固まった。ただ、この期に及んでも、スコットランドでは依然としてジェームズ2世を正当な国王と信奉するジャコバイト ([Jacobite] ジェームズ派) が勢力を維持していた。

(e) アイルランドと名誉革命

【基本文献】

- Northern Ireland Public Record Office, *Ireland After the Glorious Revolution* (Northern Ireland Public Record Office, 1976)
- David Hempton, “Religion and Political Culture in Britain and Ireland: From the Glorious Revolution to the Decline of Empire,” 67 *Church History* 380 (1998)/ 48 *Journal of Ecclesiastical History* 586 (1997)

〔解説〕 1689年に、ジェームズ2世がジャコバイトをしたがえて、フランスのルイ14世の支援を受け、内乱の続くアイルランドに上陸した。しかし、ウィリアム3世自らが率いる軍に打ち負かされてしまった。ジェームズ2世は1701年9月に死去した。その後、カトリック教徒に対する凄惨な粛清が行われた。アイルランドは本来カトリック教国であり、カトリック教徒人口の大多数を占めるにもかかわらず、イングランド国教会と同じアングリカン系プロテスタントのアイルランド国教会による支配が永く続くことになった。まさに、今日までの深刻な北アイルランド問題の火種のひとつがこの期に播かれ、独立するまで、アイルランドの植民地化、貧困が続くことになったのである。

(f) 1701年王位継承法

【基本文献】

- ・田中英夫訳「王位継承法」〔高木・末延・宮沢編訳〕『人権宣言集』(岩波文庫、1957年)所収
- ・1701年王位継承法 (Act of Settlement 1701) の原文は、
<http://www.jacobite.ca/documents/1701settlement.htm> 参照 (筆者HP最終閲覧：2008年6月1日)

【解説】 メアリー2世は、1694年に病死した。このため、夫であるウィリアム3世が単独で統治する治世 (在位～1702年) に入った。子どもがいなかったため、将来の王位継承が心配された。

こうした王位継承の不安、とりわけカトリックに継承される危惧などに対処するねらいから、議会は、1701年に「王位継承法 (Act of Settlement 1701)」を定めた。正式名称は「王位をより限定しかつ民の権利および自由をより保障するための法律」(Act for the further Limitation of the Crown, and better securing the Rights and Liberties of the Subjects) である。この法律は、その正式名称からわかるように、王位の継承者を国教徒プロテスタントとすることのみならず、「権利の章典」(1689年)に盛られた王権をコントロールするための議会権限を再度確認するための、さらには司法の独立 (judicial independence) など権利の章典では挿入できなかった一連の規定を盛り込んでいる。【1701年王位継承法は、のちに若干の改正が加えられたが、現在もその基本的な効力は変わらない。イギリス議会は、1998年に人権法 (Human Rights Act 1998) を成立させ、女王の裁可を得たうえで、2000年10月2日に実施した。批准したヨーロッパ人権規約 (ECHR=European Convention on Human Rights) をイギリス国内で施行することがねらいである。人権法施行後も、1701年王位継承法の王位継承者やその配偶者を国教徒に限定する規定に手を加えようという動きが鈍く、したがってカトリック教徒などから、該当条項の削除・改訂を求める声が強くなってきている。】

【図表 I - 5】 1701年王位継承法の概要

(a) 王位継承関係：
①将来の王位は、スチュアート家の血縁の者、すなわちジェームズ1世の娘エリザベスと神聖ローマ帝国のファルツ選帝侯の間に生れたソフィア (Sophia)、およびその子孫、に継承されるものとする。《ソフィアはすでに結婚しハノーバー選帝侯の後 (Electress of Hanover) となっていたので、いずれ王位はハノーバー選帝侯ジョージにわたることを意味していた。》
②イングランド国教会信徒のみが王位継承権を有するものとする。すなわち、ローマ・カトリック教徒はイギリス国王になることはできないものとする。国王の配偶者は、イングランド国教会の信徒であるものとする。
(b) 国王大権のコントロール関係：
①国王になる者は、法により公認されたイングランド教会の信徒となるものとする。
②イングランド外で生れて国王になった者は、議会の承諾なくして、イングランド国外の領地を護るために出兵してはならない。
③国王は、議会の承諾なくして、イングランド、スコットランド若しくはアイルランドから外へ出ることはできないものとする。《1714年に法律で廃止》
④国王の統治に関する事項は、枢密院 (Privy Council) の助言・承認を得たうえで、署名、遂行されるものとする。《1705年に法律で廃止》
⑤イングランド、スコットランドもしくはアイルランドまたはその属領の外で生れた者は、枢密院の構成員になること、議会の構成員になること、責任ある官職に就くことはできないものとする。また、これらの者は、王室からいかなる下賜を受けてはならないものとする。ただし、イギリス人を両親として生れた者は、この限りでない。《1870年に法律で原則廃止》
⑥国王の下で有給の官職の地位にある者ないし王室から年金を受けている者は、庶民院の構成員になる資格を有しないものとする。《1705年に法律で原則廃止》
⑦裁判官は、公正にその職務を遂行するということで、既定の報酬でもって任命されるものとする。ただし、議会両院からの罷免の奏上があれば、適法にそれを行うことができる。《恣意的な国王大権から司法の独立の確保》

⑧ イングランド国璽をもってするいかなる恩赦赦免も、議会議院による弾劾に対する抗弁とはならない。

⑨ イングランドの法は、イングランドの民の生れながらの権利であり、この王国の王座に就くいかなる国王ないし女王も、当該国法を典拠に統治を行わなければならない。また、国王や女王に仕える官吏や大臣も同じとする。聖職貴族、俗人貴族および庶民は、公認された宗教および民の権利や自由を護るためのこの王国のあらゆる法や制定法その他現在施行されているあらゆる法や制定法は、そのまま認められ、かつ効力を有するものとされ、また、聖職貴族、俗人貴族および庶民の助言と承認により、陛下により、かつ、議会の権威により、そのまま認められかつ効力を有するものとされるよう、重ねてせつに請願するものである。

(9) スチュアート朝の終焉～スコットランドの吸収合体

【基本文献】

- George S. Pryde, *The Treaty of Union of Scotland and England*, 1707 (Greenwood Press, 1979)
- Jeffery Stephen, *Scottish Presbyterians and the Act of Union 1707* (Edinburgh University Press, 2007)

【解説】 ウィリアム国王は1702年に落馬事故で亡くなった。妻であるメアリー2世にも先立たれ、子どももいなかった。このため、王位は、「権利の章典 (Bill of Rights)」(1689年)の定めにしたがい、メアリーの妹アン (Anne) に引き継がれた。

即位したアン女王の治世 (在位1702年～1714年) は、諸国との戦争に明け暮れた時代であった。この治世において、イギリス法制史上、特記すべきことは、1707年スコットランド合体法 (Act of the Union with Scotland 1707) の制定である。

対仏戦争遂行のために、スコットランドの離反を食い止めたいイングランド政府は、スコットランドとの完全な合体をめざすことになった。スコットランド議会は、国内での猛烈な反対運動にもかかわらず、経済的停滞にあえ

いでいたことなどに事情もあり、最終的に合体条約に合意した。「グレートブリテン王国 (Kingdom of Great Britain)」(1907年～1800年)の誕生である。【グレートブリテン王国は、その後、イングランドによる1798年のアイルランド内乱の平定にともなう1800年アイルランド合税法 (Act of the Union with Ireland 1800)の制定によるアイルランドとの合同、つまり1801年の「グレートブリテンおよびアイルランド連合王国 (United Kingdom of Great Britain and Ireland)」の誕生により発展的に解消されるまで継続することになる。】

ちなみに、合体後も、宗教面で、スコットランドでは、イングランド国教会がとる“主教制”ではなく、従前からの“長老制”のスコットランド教会が維持された。

(10) ハノーバー朝～国教徒と非国教徒との対立から寛容へ

【基本文献】

- Brian W Hill, Sir Robert Walpole (Hamilton, 1989)

【解説】 1714年、アン女王の死去にともない、100年あまり続いたスチュアート朝 (1603年～1714年)は幕を降ろした。かねてから王位継承法 (Act of Settlement 1701)に定められていたとおり、亡きアン女王の夫であるハノーバー選帝侯 (Elector of Hanover) ジョージが、50歳なかばで、イングランド国王ジョージ1世 (George I: 在位1717年～1727年)として即位した。神聖ローマ帝国 (現在のドイツ)のハノーバー (Hanover) 生れのジョージ1世は、英語を解せず、内政にも疎かった。そのため、現実の政治は、派閥抗争が激化していたホイッグの手に委ねられた。

1720年に貿易会社の株式の高騰・バブル崩壊を機に、金融恐慌に陥った。混乱收拾に手腕を発揮したのが、のちに大蔵卿 (Lord Treasury) となったロバート・ウォルポール (Robert Walpole)であった。ウォルポール大蔵卿は、後継のジョージ2世の信任も厚かった。1742年まで20年あまりにわたりその地位にあり、政権を意のままに操った。ウォルポールを事実上の「首相

(Prime Minister)」とみなし、イギリスの近代的な内閣制度の萌芽期とみる向きもある。

ジョージ1世の治世においては、教会との大きな問題は起きなかった。1727年6月に死去したため、息子がジョージ2世 (George II：在位1714年～27年) として即位した。その後、ジョージ3世 (George III：在位1727年～60年)、ジョージ4世 (George IV：在位1760年～1820年)、ウイリアム4世 (William IV：1830年～1837年) と王位が継承されていく。そして、ビクトリア女王 (Victoria：在位1837年～1901年) の治世に継承されていく。

この時代は、宗教関係面からみると、まさに、国教徒とカトリック教徒・非国教会派プロテスタントとの“対立の時代から寛容の時代へ”の移り变りの時期であった。中世以降、聖俗一致のかたちでそのときどきの政体に、政治支配の道具として使いこなされてきた国教会も、カトリック教徒や非国教会派プロテスタントなどとの鋭い対立をやめ、寛容・融和の時代に入っていく。この背景には、近代国家の確立に向けて、聖俗分離すすめるべきであるとの流れが出てきたことがある。

宗教法制面からみる限りでは、1829年カトリック教徒解放法「(Catholic Emancipation Act 1829)」、1855年宗教礼拝自由法 (Liberty of Religious Worship Act 1855)」をはじめとした教派間の信仰的寛容・融和をすすめるためにさまざまな議会〔制定〕法が定められた。【後記〔図表 I - 6〕参照】

聖俗分離の流れを受けて、イングランド国教会にも改革に手が入られた。「1836年出生・死亡登録法 (Act for the Registration of Births and Deaths 1836)」や「1836年婚姻法 (Marriage Act 1836)」が定められた。この法律により、それまでキリスト各教派の教会法に委ねられていた家事法の分野は、大きく世俗法へ移行した。また、1855年には、「教会裁判所法 (Ecclesiastical Courts Act 1855)」が定められた。この法律により、イングランド国教会裁判所の管轄権は世俗裁判所に大幅に移譲された。【後記〔図表 I - 6〕参照】

5 国教徒と非国教徒との対立から寛容へ

【基本文献】

- Philip Schaff, *The Toleration Act of 1689: A Contribution to the History of Religious Liberty* (J. Nisbet, 1888)
- Olive J. Btose, *Church and Parliament: the Reshaping of the Church of England, 1828-1860* (Stanford University Press, 1959)
- A.F. Carrillo de Albornoz, *The Basis of Religious Liberty* (SCM, 1963)
- John Courtney Murray, *The Problem of Religious Freedom* (Geoffrey Chapman, 1965)
- Jay Newman, *Foundations of Religious Tolerance* (University of Toronto Press, 1982)
- St. John A. Robilliard, *Religion and the Law: Religious Liberty in Modern English Law* (Manchester University Press, 1984)
- Arabella Thorp, *The Human Rights Bill (HL), Bill of 1997-98: Churches and Religious Organisations*, Research Paper 98/26, Home Affairs Section, House of Commons Library (13 February 1998)
- John Horton & Susan Mendus (eds.), *John Locke, A Letter Concerning Toleration: In Focus* (Routledge, 1991)
- Michael Hornsby-Smith, *Catholics in England, 1900-2000: Historical and Sociological Perspectives* (Geoffrey Chapman, 1999)
- Peter W. Edge and Graham Harvey (eds.) *Law and Religion in Contemporary Society: Communities, Individualism, and the State* (Ashgate Publishing Co., 2000)
- John Coffey, *Persecution and Toleration in Protestant England 1558-1689* (Pearson Education Studies in Modern History, Longman, 2000)
- Walker, A. & Wood, E., *The Parliamentary Oath* (Research Paper 00/17, 2000 • Parliament and Constitution Center, House of Common Library)
- Carolyn Evans, *Freedom of Religion under the European Convention on*

Human Rights (Oxford University Press, 2001)

- Mark Hill (ed.), Religious Liberty and Human Rights (University of Wales Press, 2002)
- Karen Stanbridge, Toleration and State Institutions: British Policy Toward Catholics in Eighteenth-Century Ireland and Quebec (Lexington Books, 2003)
- Martin Sutherland, Peace, Toleration and Decay: The Ecclesiology of Later Stuart Dissent (Wipf & Stock, 2007)

【解説】 かつての激しい教派对立の時代とは異なり、イングランドにおいては、国教徒と非国教徒(カトリック教徒、ユダヤ教徒、クエーカー教徒など)とは平穏に共存する時代へ入っていく。こうした共存関係は、イングランド国教会制度を維持しつつも、斬進的に聖俗分離をすすめ、かつ、非国教徒の「信教の自由」は教派の平等と寛容により保障することをねらいとしたさまざまな議会〔制定〕法を定めることで保たれていくことになる。

絶対王政の崩壊後、国教徒と非国教徒との間の融和をすすめるために定められた主な議会〔制定〕法を年代順にあげると、次のとおりである(なお、これらの議会〔制定〕法は、後法の成立により、今日では、一部または全部につき効力を有しないものが多い)。

【図表 I - 6】 国教徒と非国教徒との融和をねらいとした主な議会制定法一覧 (未定稿)

①1689年寛容法 (Toleration Act 1689 : 正式名称An Act for Exempting their Majestyes Protestant Subjects Dissenting from the Church of England from the Penalties of Certain Lawes) : 非国教徒である洗礼派信徒 (Baptists)、会衆派信徒 (Congregationalists)、クエーカー教徒 (Quakers) に対し、礼拝の自由を認める議会〔制定〕法である。一定の宣誓を行うことを前提に、自派の礼拝施設の所有、宗教教師を置くことを認めた。ただし、カトリック教徒 (Catholics) やユニテリアン派 (Unitarians : 三位一体を排するキリスト教の一派) 信徒は、本法の保護の対象外である。また、本法の制定によっても、公職への参政権などの面で、非国教徒は、これ以降も排斥された。

②1791年ローマ・カトリック教徒救済法 (Roman Catholic Relief Act 1791) : カトリック教徒に対する政治的、教育的、経済的な差別を緩和することをねらいとした議会〔制定〕法である。具体的には、カトリック教徒に対し、(a) 弁護士実務を認める、(b) 礼拝行為を公認する、(c) カトリック教派学校の容認、(d) イングランド国王が最高統治者であることを認める宣誓 (oath of supremacy) 【国王がイングランドおよびイングランド国教会の最高統治者であることを認める宣誓。1534年国王至上法 (Supremacy of the Crown Act 1534) および1559年国王至上法 (Act of Supremacy 1559, 1562) の下、カトリック教徒を公職から排除するねらいで、国教会様式の宣誓を強要する議会制定法。違反者は、その程度に応じて、①全動産の没収、②終身刑+全不動産の没収、③反逆罪で死刑、の罪を問われる】の免除、(e) 実体変化・化体 (transubstantiation) 説【パンとワインがキリストの肉と血に変化するというカトリック教会や東方正教会の教説】に従わない旨の宣誓の免除などである。他方、(f) カトリックの礼拝堂、学校、司祭や教師は登録制、(g) 施錠下でのカトリックの集会は禁止、(h) カトリックの塔状建築物や礼拝堂の鐘の付設は禁止、(i) カトリック司祭の式服装着の制限、(j) 戸外でのカトリック礼拝の禁止、(k) プロテスタント子弟のカトリック学校への入学禁止、(l) カトリック修道院の禁止、カトリック学校や大学への寄附の禁止は、引き続き維持された。

③1829年カトリック教徒解放法 (Catholic Emancipation Act 1829) : イギリスおよびイギリスの支配下にあったアイルランドのカトリック教徒の全面解放、とりわけ国王至上法のもとで科される処罰からの解放と、カトリック教徒でも議員その他の公職に就くことを認めることなどをねらいとした議会〔制定〕法である。

④1836年出生・死亡登録法 (Births and Deaths Registration Act 1836) ・1836年婚姻法 (Marriage Act 1836) : これらの議会〔制定〕法により、イングランドおよびウェールズにおいて、それまで各教派の教会教区が管理してきた出生・婚姻・死亡 (BDM=Births Marriage and Deaths) 記録制度を、「民事登録制度 (civil registration)」に移行した。同時に、イングランド国教会による宗教婚に加え、各教派の祭式による宗教婚を公認、あわせて、民事登録官が発行した結婚許可証による婚姻も有効とした。

⑤1855年礼拝所登録法 (Places of Worship Registration Act 1855) : 国教会以外のキリスト教派の礼拝施設等の登録を認める議会〔制定〕法である。登録は義務ではないが、登録すると、当該施設にかかる地方カウンスル税が免除される。

⑥1855年宗教礼拝自由法 (Liberty of Religious Worship Act 1855) : 宗教集団が、イングランドおよびウェールズの登録庁長官が、1855年礼拝所登録法のもとで文書により証明した礼拝施設等を登録、使用する権利を付与す

る議会〔制定〕法である。

⑦1855年宗教裁判所法 (Ecclesiastical Courts Act 1855) : イングランド国教会裁判所の管轄権を世俗裁判所へ大幅に移譲するための議会〔制定〕法である。

⑧1857年検認裁判所法 (Court of Probate Act 1857)・1857年婚姻事件法 (Matrimonial Cause Act 1857) : これらの議会〔制定〕法により、中世以降、イングランド国教会裁判所が管轄してきた婚姻事件、遺言の検認書や遺産管理状の発行や保管の事務を、世俗裁判所である新設の離婚・婚姻事件裁判所 (Court for Divorce and Matrimonial Causes) 【1875年には、新設の高等裁判所 (High Court) の検認・離婚・海軍部 (Probate, Divorce and Admiralty Division) に移され、1971年に同部の家事部 (Family Division) への再編に伴い、そこ】に移行、1858年7月10日に民事検認登録制度 (civil probate registries) での運用に委ねることにした。これにより、それまでの教会裁判所の管轄事項は世俗裁判所に移された。このため、1858年以降、教会裁判所の大部分の任務は、聖職者の戒規違反にかかる事項や宗教用資産にかかる事項などに限定された。

⑨1858年ユダヤ教徒救済法 (Jews Relief Act 1858) : ユダヤ教徒の権利を認めることをねらいとした議会〔制定〕法である。

⑩1868年強制的教会税廃止法 (Compulsory Church Rate Abolition Act 1868) : 国教会信徒かどうかにかかわらず課していた教会税 (church rate) の廃止をねらいとした議会〔制定〕法である。

⑪1868年確約的宣誓法 (Promissory Oaths Act 1868)・1978年宣誓法 (Oaths Act 1978) など : 非国教会派などの信仰を持つ人に、宣誓に替えて確約 (affirmation) による議員の登院を認めることにした議会〔制定〕法である。【伝統的に、イングランド議会では、議員の登院に際して、イングランド国教会流儀でイングランド国王〔女王〕が最高統治者であることを認める宣誓 (oath of supremacy) を求めた。このため、カトリック教徒、ユダヤ教徒、クェーカー教徒など自らの信仰を理由にこの宣誓を拒む人は、登院が許されなかった。この点を改革するために定められた法律である。】

⑫1950年欧州人権規約 (EU Human Convention 1950)・1998年人権法 (The Human Rights Act 1998) : 欧州審議会 (Council of Europe) が1950年11月4日に採択した欧州人権規約 (正式名称 : 人権及び基本的自由の保護に関する規約) は「信教の自由」の保障をうたっている。これにそって定められたイギリス国内法である1998年人権法 (The Human Rights Act 1998) も、国教徒と非国教徒との平穏な共存を確かなものとするのに貢献している。

6 スコットランド教会

【基本文献】

- John H S Burleigh, A Church History of Scotland (Oxford University Press, 1960)
- Gordon Donaldson, The Scottish Reformation (Cambridge University Press, 1960)
- Walter Roland Foster, The Church before Covenants: The Church of Scotland, 1596~1638 (Scottish Academic Press, 1975)
- Douglas M. Murray, Freedom to Reform: The 'Articles Declaratory' of the Church of Scotland 1921 (T&T Clark, 1993)

〔解説〕 スコットランドでは、1680年に、長老派教会をスコットランド国教会とする法律が制定されている。

すでにふれたように、1707年に、イングランド議会在合大法 (Act of the Union with Scotland 1707) を制定、これにより、スコットランドは、イングランドと合体した。この際に、スコットランド議会 (Scottish Parliament) は廃止、貨幣鑄造権は剥奪されたが、司法の一部と教育分野については自治が認められた。また、1707年合大法は、一方で、主教制にもとづかないスコットランドの長老派のキリスト教会 (Presbyterian Church of Scotland) に対し、スコットランド国教会としての地位を認めた。

その後1921年に、スコットランド教会法 (Church of Scotland Act 1921) が制定され、スコットランド教会に対し完全自律を認めた。つまり、できる限り聖俗分離ルールを徹底し、聖の部分については全面的に教会の自律に委ねたのである。

(1) スコットランド教会の宣明的規約

【基本文献】

- Douglas M. Murray, Freedom to Reform: The 'Articles Declaratory' of the Church of Scotland 1921 (T&T Clark, 1993)

【解説】 1921年スコットランド教会法の制定に先立ち、スコットランド教会(Kirk)の立法府である総会(General Assembly)は、「宣明的規約(Articles of Declaratory)」と呼ばれる聖の部分に関する教憲(constitution)を定めた。このなかで、以下のような聖の部分・宗教事項(spiritual matters)については、スコットランド教会の専属事項である旨を確認した。

「教会の信者や職務についてのあらゆる問題を決定する権利、教憲および教会裁判所の構成員、職務担当者の選任方法、ならびに教会の聖職者その他の職務担当者の職位策定を含む、教会の教義、礼拝、組織および戒律に関するすべての事項」

また、宣言的規約では、スコットランド教会の宗教事項に関する立法および裁判上の権能は、イエス・キリストから賦与されたものであり、こうした事項は世俗の権力に服さない旨を定めている。

(2) 1921年スコットランド教会法

【基本文献】

- ・トマス・ブラウン著・松谷好明訳『スコットランドにおける教会と国家』(すぐ書房、1985年)
- ・高橋哲雄『スコットランド 歴史を歩く』(岩波新書、2004年)
- ・Francis Lyall, *Of Presbyters and Kings: Church and State in the Law of Scotland* (Aberdeen University Press, 1980)
- ・James Kirkton, *A History of the Church of Scotland 1660-79* (Edwin Mellen Press Ltd., 1992)
- ・Callum G. Brown, *Religion and Society in Scotland Since 1707* (rev. ed., Edinburgh University Press; 1997)
- ・C.R. Munro, “Does Scotland Have an Established Church?,” 4 *Ecclesiastical Law Journal* 639 (1997)

【解説】 イギリス議会は、1921年スコットランド教会法（Church of Scotland Act 1921）に定めた「教会の宣明的規約」は法的効力を有する規約であり、かつ、そのなかに記された権利、権能および自由はいかなる世俗法によっても制限できない旨を、承認した。

この1921年法の制定により、聖俗分離がより徹底され、スコットランド教会（Kirk）の世俗法上の地位は激変した。

【図表 I - 7】 スコットランド教会の宣明的規約の骨子

①スコットランド教会(Kirk)の聖職者は、イギリス議会(ウエストミンスター議会)の議席を有しない。
②イギリス議会もスコットランド議会も、スコットランド教会(Kirk)の聖職者の任免には関与しない。
③イングランド国王は、スコットランド教会の首長でもない。世俗議会は、スコットランド教会(Kirk)の行事には一切関与しない。
④Kirkの総会が制定した法が発効するには、世俗議会の承認を要しない。【したがって、イングランド国教会の総会議(General Synod)が制定した国教会法(measures)が発効するには世俗議会の承認を要するのとは対照的である。】
⑤新君主(Sovereign)は、スコットランドにおいてはプロテスタント(Protestant)および長老派(Presbyterian)信仰を公認する旨の宣誓を行うように求められる。

ブレア政権の分権化政策の下、1999年にスコットランド議会在が復活し、聖俗分離はかなり徹底された。この面では、脱国教会化がはかられたようにもみえる。しかし、その一方で、聖俗分離が不徹底な面も多々みられ、スコットランド教会はいまだ国教会であるようにもみえる。(続く)